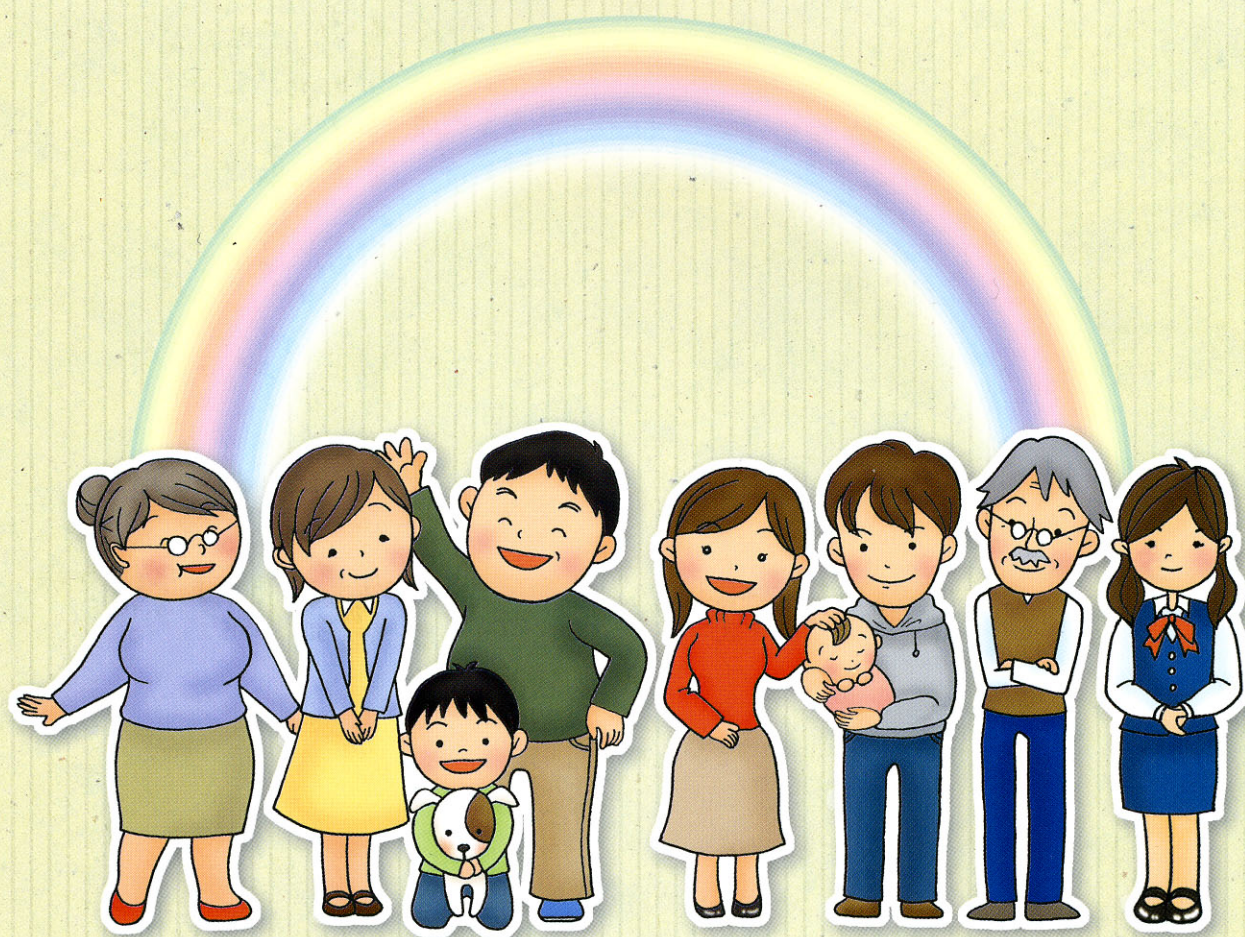


佐野市男女共同参画プラン

男女共同参画社会の実現をめざして



平成20年3月
栃木県 佐野市

男女共同参画社会の実現をめざして

佐野市長 岡部 正英



本市は、平成17年2月28日に旧佐野市、田沼町、葛生町が合併し誕生しました。

男女共同参画については、合併前のそれぞれの市町で取り組んできましたが、新佐野市においても、男女が性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、人権尊重の上でも、少子高齢化、経済のグローバル化など社会経済情勢の変化に対応していく上でも重要な課題となっております。

そのため、平成18年6月には、市、市民、事業者及び教育関係者が一体となり男女共同参画を推進するため、佐野市男女共同参画推進条例を制定しました。

このたび、その条例に基づき、本市の男女共同参画を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画として、新佐野市として初めての男女共同参画プランを策定しました。

今後は、市民、事業者、教育関係者、その他関係機関等の皆様方とともに、このプランの着実な推進を図ってまいりたいと考えておりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントにご協力いただいた多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成20年3月

目 次

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格と役割	2
3 計画の期間	2

第2章 計画策定の背景

1 世界の動き	4
2 国・県の動き	5
3 佐野市の動き	6

第3章 計画の基本的な考え方

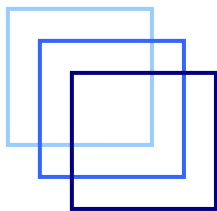
1 基本理念	8
2 基本目標	8
3 計画の体系	9

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり	12
施策の方向1 社会制度や慣行の見直し・意識改革	12
施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	16
施策の方向3 男女の人権の尊重	21
施策の方向4 国際的な視野に立った男女共同参画の推進	27
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進	29
施策の方向5 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	29
施策の方向6 女性のエンパワーメントの促進	34
施策の方向7 働く場における男女共同参画の推進	38
施策の方向8 家庭生活・地域活動における男女共同参画の推進	44
基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり	49
施策の方向9 男女の家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援	49
施策の方向10 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり	57

第5章 計画の推進

1 推進体制の充実	62
2 連携体制の充実	62
3 計画の評価	63
4 目標値一覧	64
資料編	68



第1章 計画の趣旨



第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、さらに、女子差別撤廃条約の批准、男女共同参画社会基本法の制定などにより、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、着実に進められてきました。

しかし、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行・慣習は根強く残っており、政策・方針決定過程への参画、職場における能力発揮、男女間の暴力など、未だ課題が多く残されています。

また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず誰もがその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が 21 世紀を迎えた我が国社会の最重要課題として位置づけられています。

こうした状況の中、本市においても、市民、事業者、教育関係者及び市が一体となり男女共同参画を推進するため、基本理念や責務など明らかにした「佐野市男女共同参画推進条例」を平成 18（2006）年 6 月に制定しました。

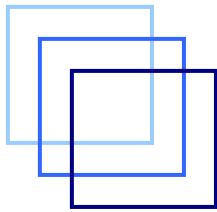
このたび、「佐野市男女共同参画推進条例」に基づいて、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「佐野市男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 計画の性格と役割

- 本計画は、「佐野市男女共同参画推進条例」第 8 条第 1 項に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- 本計画は、「佐野市総合計画」の部門計画としての性格を有し、今後の本市における男女共同参画の基本方針と施策の基本的方向を明らかにするものです。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものです。
- 本計画は、国の「男女共同参画基本計画（第 2 次）」（平成 18～22 年）及び県の「とちぎ男女共同参画プラン（二期計画）」（平成 18～22 年）を勘案した計画です。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 20（2008）年度から平成 24（2012）年度までの 5 年間とします。



第2章 計画策定の背景





第2章 計画策定の背景

1 世界の動き

国連は国連発足の1年後の昭和21（1946）年「国連婦人の地位委員会」を設置、昭和23（1948）年に世界人権宣言、昭和42（1967）年には婦人に対する差別撤廃宣言を採択しました。

昭和50（1975）年を「国際婦人年」とし、第1回女性会議をメキシコシティで開催「平等・発展・平和」をテーマに「世界行動計画」を採択しました。それに続く10年間で「国連婦人の十年」として、男女平等や女性の地位向上のため世界規模での運動を展開しました。

昭和54（1979）年には、「女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）」が採択され、昭和60（1985）年には日本も批准しました。この条約は、実質的な男女平等を実現するため、性別固定的な役割分担意識や女性に対する偏見の解消のための施策が規定されています。

昭和60（1985）年には、第3回世界女性会議をナイロビで開催、「国連婦人の十年」の最終評価会議を行いました。「世界行動計画」を平成12（2000）年まで継続していくことを確認した「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択され、婦人の地位向上のためのガイドラインとなっています。

平成7（1995）年には、「第4回世界女性会議」が北京において開催され、女性の地位向上とエンパワーメント（力をつけること）を促進する「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。

平成12（2000）年には国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、21世紀に向けた「政治宣言」と「北京宣言と行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択され、女性に対する暴力や教育への取り組みについて、男女平等の推進に向けた男性の関与と共同責任のなどが再確認されました。

さらに、平成17（2005）年にニューヨークで開催された第49回国連婦人の地位委員会（通称「北京+10」）では、「北京宣言」、「行動綱領」及び「成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されています。

2 国・県の動き

我が国においては、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれ、国際協調のもとに男女共同参画が推進されてきました。

国際婦人年の昭和 50（1975）年に総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されるとともに、婦人問題担当室が業務を開始しました。また、昭和 52（1977）年には婦人問題企画推進本部において「国内行動計画」を策定しました。

昭和 60（1985）年には「女子差別撤廃条約」を批准しました。「女子差別撤廃条約」の批准にあたり、批准に向けた法整備等を行ったことにより、法制面における様々な成果がみられました。「男女雇用機会均等法」もこの年に制定されました。

平成 3（1991）年には「育児休業法」が、平成 7（1995）年には「育児・介護休業法」が制定され、職業生活と家庭生活両立のための環境整備がなされました。

平成 8（1996）年には、「男女共同参画 2000 年プラン」を策定し、「北京行動綱領」で示された国際規範・基準等を取り入れた施策を推進することになりました。

平成 11（1999）年には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12（2000）年にはこの法律に基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV法）」が制定されました。

このように、男女共同参画推進のための法整備は進みつつありますが、より実効性のあるものとするため、様々な改正がなされています。

栃木県においては、女子差別撤廃条約が採択された昭和 54（1979）年に、企画部婦人青少年課を設置、庁内に「婦人行政連絡会議」を設置しました。また、県内各界の代表による「栃木県婦人問題懇話会」を設置しました。

昭和 56（1981）年には、婦人の地位と福祉の向上をめざすための「婦人のための栃木県計画」を策定しました。

平成 8（1996）年には、知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置、同年には、女性の活動拠点であり、男女共同参画推進の活動拠点である、「とちぎ女性センター・パルティ（現在のパルティとちぎ男女共同参画センター）」が開館し、情報の提供、啓発、研修、社会参加支援事業などが実施されています。

平成 14（2002）年には、「栃木県男女共同参画推進条例」が制定され、条例に基づき、平成 18（2006）年 3 月に「とちぎ男女共同参画プラン（二期計画）」（平成 18～22 年）が策定されました。



3 佐野市の動き

本市は、平成 17（2005）年 2 月 28 日に佐野市、田沼町、葛生町の 3 市町の合併により誕生しました。合併により、男女共同参画課が設置されましたが、合併前の 3 市町においても、それぞれに男女共同参画に関する施策に取り組んできました。

旧佐野市においては、昭和 63（1988）年 4 月に交通生活課に婦人生活係を設置し、女性行政の第一歩を踏み出しました。平成 13（2001）年 4 月には、女性行政から男女共同参画行政に改めるとともに、所管を企画課に移し、男女共同参画社会推進担当の専任職員を設置、平成 16（2004）年 4 月には男女共同参画室を設置しました。

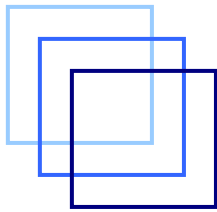
また、平成 11（1999）年 10 月には、全庁が一体となり男女共同参画を推進するため、市長を本部長とする「佐野市男女共同参画推進本部」を設置、平成 13（2001）年 8 月には、市民意見の反映を図るため、市民各界各層で構成する「佐野市男女共同参画推進懇話会」を設置しました。平成 14（2002）年 3 月には、男女共同参画を総合的・計画的に推進するため「佐野市男女共同参画プラン」を策定しました。

旧田沼町においては、平成 8（1996）年 4 月から町民生活課女性生活係で、平成 14（2002）年 4 月から町民生活課生活環境担当に改組し、男女共同参画行政に取り組んできました。

旧葛生町においては、教育委員会生涯学習課生涯学習係で、男女共同参画行政に取り組んできました。

また、市民自らも男女共同参画の推進を図るため、旧 3 市町において女性が主体となって「佐野市女性団体連絡協議会」、「パルティンぐたぬま」、「葛生町女性団体連絡協議会」が設立され、男女共同参画の推進に向けて活動してきました。市町の合併により、平成 17（2005）年 7 月、男女が共に男女共同参画社会の実現をめざすことを目的に、男性も加えた組織である「男女共同参画ネットワークさの」が新たに設立されました。

合併後の平成 18（2006）年 6 月には、市、市民、事業者及び教育関係者が一体となり男女共同参画を推進するため、基本理念や責務などを明らかにした「佐野市男女共同参画推進条例」を制定しました。



第3章 計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に推進するためのものです。

そこで、「佐野市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立
- (5) 教育の場における配慮
- (6) 男女間の暴力的行為の根絶
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (8) 性同一性障害者等に対する配慮
- (9) 国際的協調

2 基本目標

本計画は、男女共同参画社会の実現をめざして、3つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

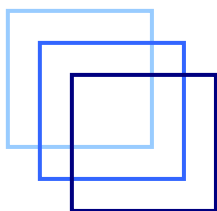
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり

3 計画の体系

男女共同参画社会の実現をめざして

基本目標		施策の方向	施策	
I 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり	1 社会制度や慣行の見直し・意識改革	(1)	男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	P.14
		(2)	男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し	P.15
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(3)	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	P.18
		(4)	男女共同参画の視点に立った社会教育の推進	P.19
		(5)	男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	P.20
	3 男女の人権の尊重	(6)	男女の人権を尊重する意識の確立	P.23
		(7)	男女間のあらゆる暴力（DV等）の根絶	P.24
		(8)	メディアにおける男女の人権の尊重	P.25
		(9)	性同一性障害者等に配慮した男女共同参画の推進	P.26
	4 国際的な視野に立った男女共同参画の推進	(10)	国際理解を深める学習の推進	P.27
		(11)	国際交流の推進	P.28
II あらゆる分野への男女共同参画の推進	5 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	(12)	政策・方針決定過程への女性の参画促進	P.31
		(13)	男女の市政参画の促進	P.32
		(14)	市役所における男女共同参画の推進	P.33
	6 女性のエンパワーメントの促進	(15)	女性の人材育成	P.36
		(16)	女性の再就職、起業への支援	P.37
	7 働く場における男女共同参画の推進	(17)	男女の均等な雇用機会と待遇の確保	P.40
		(18)	働きやすい職場環境づくり	P.41
		(19)	農林業・家族経営的な商工業の分野における男女共同参画の促進	P.43
	8 家庭生活・地域活動における男女共同参画の推進	(20)	家庭生活における男女共同参画の促進	P.46
		(21)	地域活動における男女共同参画の促進	P.47
(22)		男女共同参画を推進する市民活動との連携・支援	P.48	
III 男女共同参画を推進する環境づくり	9 男女の家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援	(23)	子育て支援対策の推進	P.51
		(24)	介護支援対策の推進	P.53
		(25)	家庭生活と職業生活、地域活動との両立に関する意識啓発の推進	P.54
		(26)	仕事と家庭・地域活動を両立しやすい職場環境づくり	P.55
		(27)	生涯を通じた生活環境の整備	P.56
	10 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり	(28)	性差を踏まえた総合的な健康づくり	P.58
		(29)	性の尊重についての意識啓発	P.59
		(30)	母性保護と母子保健の充実	P.60
計画の推進	1	推進体制の充実	P.62	
	2	連携体制の充実	P.62	
	3	計画の評価	P.63	
	4	目標値一覧	P.64	



第4章 計画の内容





第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

施策の方向1 社会制度や慣行の見直し・意識改革

現状と課題

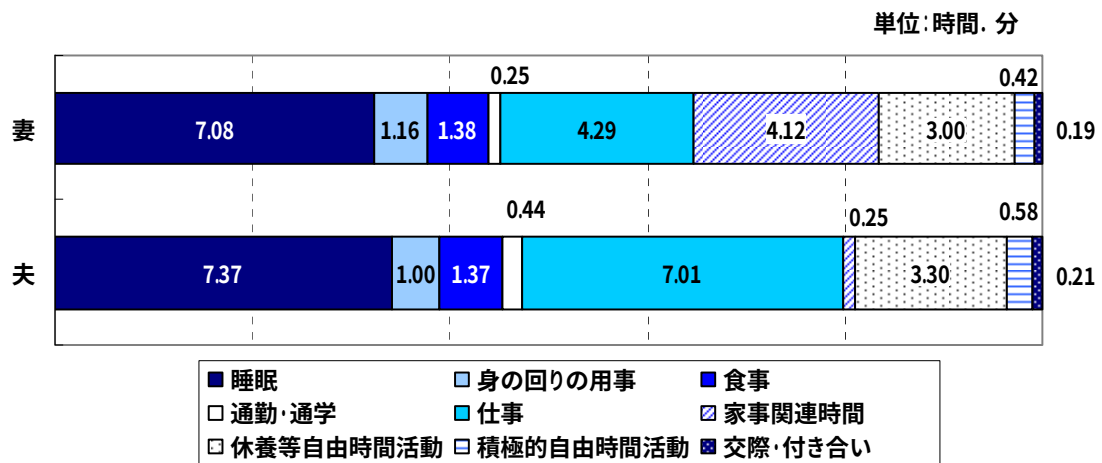
私たちの意識の中には「男性は仕事、女性は家庭」、「女性は管理職に向いていない」等のジェンダー（社会的性別）に基づく固定的な性別役割分担意識が気づかないうちに働き、男女の生き方を固定化し、自由な発想や多様な人生の選択を妨げる原因となっているものが少なくありません。

平成18（2006）年に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」（以下、「市民アンケート調査」という。）では、「男女とも仕事を持ち、家庭でも責任を分担するのがよい」が最も高く、「男女の仕事は固定せずに、男女どちらが仕事をしても家庭にいてもよい」が2位、「男は仕事、女は家庭」は3位となっており、このことから意識の上では、男女の役割分担意識が薄れてきているようです。

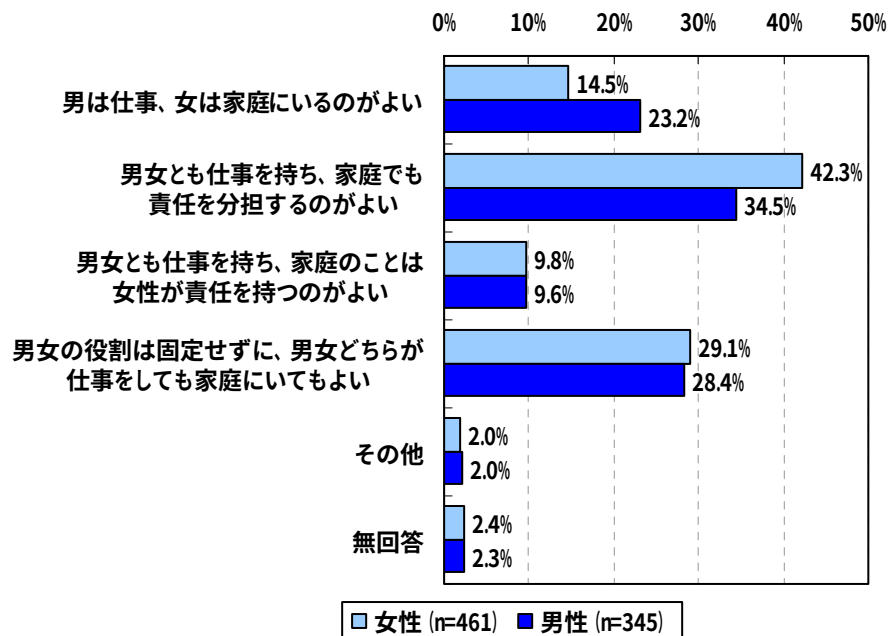
一方、家事等の時間を例にとってみると、平成13（2001）年に国が行った調査によれば、共働きの家庭において、女性の一日の平均家事等の時間が4時間12分であるのに対し、男性は25分となっています（総務省「社会生活基本調査」）。このことから、共働きの場合でも、女性は仕事をしながら家事の大部分を担っている現状がうかがえます。

本市においては、男女共同参画講演会の開催や情報紙「ハーモニー」を発行し、啓発活動を行ってきましたが、今後も、性別による固定的役割分担等に基づく合理的でない社会制度や慣行を見直していく必要があります。そのため、ジェンダー（社会的性別）に敏感な視点を誰もが持てるよう啓発を進めていく必要があります。

■共働きの夫と妻の生活時間（週全体）



■「男は仕事、女は家庭」という考え方について





施策

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

男女共同参画について市民等の理解を深めるため、様々な機会や広報媒体を通じて、啓発活動や情報の提供を行います。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 広報紙等による啓発活動の推進	男女共同参画情報紙「ハーモニー」等による啓発活動を推進します。 ・男女共同参画情報紙「ハーモニー」の発行<(2)(4)(7)参照> ・リーフレット等による啓発・情報の提供<(2)(4)(7)参照>	男女共同参画課
2 男女共同参画に関する講演会、講座等の実施	男女共同参画について理解を深めるための講演会・講座等を実施します。 ・男女共同参画に関する講演会・講座等の実施<(4)(7)参照>	男女共同参画課 生涯学習課 公民館管理課
3 団体等との連携による啓発活動の推進	団体等と連携し、市民的広がりを持った啓発活動を推進します。 ・団体等における男女共同参画研修会等に対する後援等 ・団体等による男女共同参画出前講座への支援	男女共同参画課
4 男女共同参画に関する情報の収集及び提供	男女共同参画に関する情報を収集し、提供します。 ・国・県・他自治体等の男女共同参画に関する講演会等の情報の提供 ・均等・両立推進企業に関する情報の提供 ・その他、男女共同参画に関する図書・ビデオ・資料等の収集及び提供	男女共同参画課

施 策

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

社会制度や慣行には、性別による固定的な役割分担意識に根ざしたものや、中立的にみえても、現実には男女に中立的に機能しないものがあります。そのため、男女の生き方の選択や個性・能力を発揮する機会の妨げとなっている社会制度や慣行についての見直しを進めます。

また、市の施策や刊行物についても、男女共同参画の推進に配慮したものとなるよう努めます。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 固定的な役割分担意識に対する啓発	「男は仕事、女は家庭」、「男が主、女は従」などの、性別による固定的な役割分担意識を見直すための広報・啓発を行います。 ・男女共同参画情報紙「ハーモニー」の発行＜(1)(4)(7)参照＞ ・リーフレット等による啓発・情報の提供＜(1)(4)(7)参照＞ ・男女共同参画の視点に立った表現についての啓発＜(8)参照＞	男女共同参画課
2 市の刊行物における男女共同参画の視点に立った表現の推進	市が発行するパンフレット、ポスター等について、男女共同参画の視点に立った表現をするよう努めます。 ・男女共同参画の視点に立った表現の普及	関係各課
3 保育園、幼稚園、小中学校における慣行の見直し	保育園、幼稚園、小中学校における慣行の見直しを推進します。 ・性別にとらわれず、一人ひとりの個性、能力を伸ばし、自立を促す保育・教育の実施	子育て支援課 学校教育課
4 市の施策に対する意見・苦情の受け付け	男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策について、意見・苦情を受け付け、必要によりその施策の見直しを行います。	男女共同参画課



施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく認識する必要があります。男女平等意識を育み、男女が共に個性と能力を発揮するためには、教育・学習の果たす役割は非常に重要であり、それぞれの分野において男女共同参画の視点に立った教育・学習を進める必要があります。

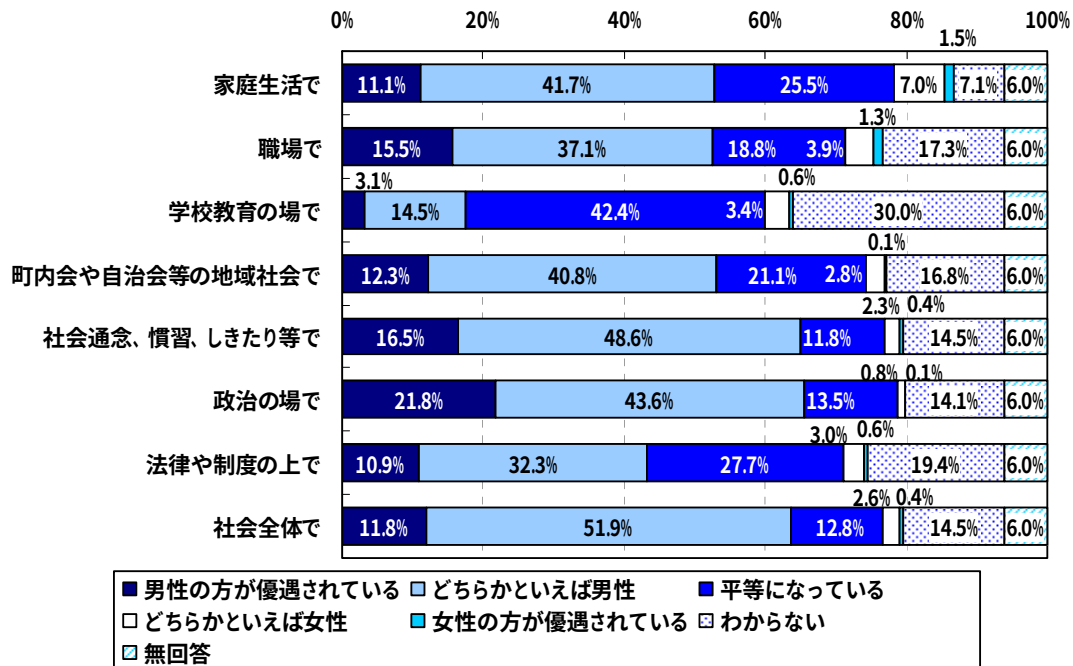
保育園や幼稚園、小中学校においても、性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を大切にし、他人を思いやり、尊重するというような人権意識や男女平等観に基づき、男女共同参画の視点に立った教育を進めることが求められています。

幼少期のころからの親や家族の生活習慣・態度などが、子どもの意識の形成に重要な影響を与えることから、親や家族が子どもの自立と個性を伸ばす養育ができるよう、学習機会の充実を図る必要があります。

また、女性も男性も一人ひとりの能力を発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画するためには、子どもから高齢者まで生涯を通じた学習の機会が確保される必要があります。

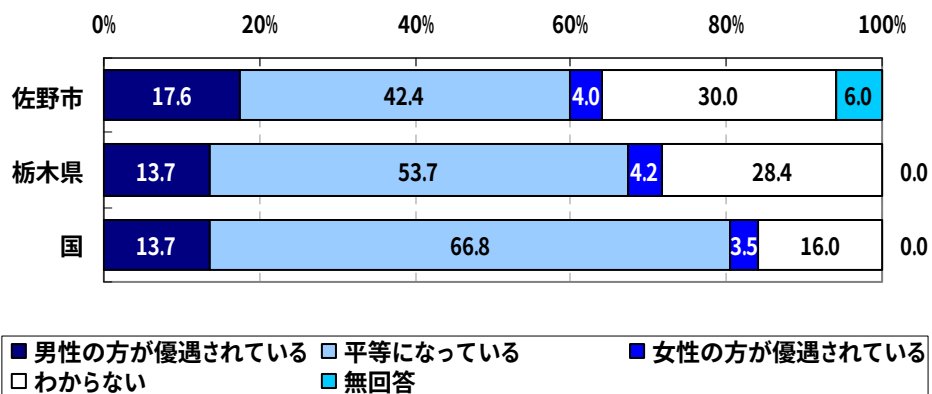
市民アンケート調査では、家庭、地域、職場などに比べ、学校教育の場における平等感が最も高くなっています。国・県でも同様の結果です。学校で育まれた男女平等意識が実社会で生かされるためには、社会においても男女平等となっていなければなりません。そのため、家庭教育や社会教育の充実を図るとともに、男女共同参画推進のための様々な施策の充実が必要です。

男女の地位の平等について



注：グラフ中の％は、小数第2位を四捨五入している関係上、合計が100%にならないものもある。
 資料：佐野市「男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成18年度）」

「学校教育の場」における平等感



※『男性の方が優遇されている』は「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合計した数値、また、『女性の方が優遇されている』は「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合計した数値である。

資料：佐野市「男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成18年度）」
 栃木県「男女共同参画社会に関する意識調査（平成17年度）」
 内閣府「男女共同参画社会に関する意識調査（平成16年度）」



施策

(3) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

教育は、男女共同参画意識を育む重要な役割を担っていることから、学校教育においては、発達段階を踏まえ、人権尊重を基盤とした男女平等教育を推進するとともに、自らの生き方を主体的に選択できる能力を育てる教育を推進します。

教職員についても、男女平等教育を推進するための研修会等への参加を促進します。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 男女平等教育の推進	人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点を置いた教育を推進します。 ・人権尊重を基盤とした男女平等教育の実施	学校教育課
2 男女共同参画の視点に立った進路指導等の推進	性別にとらわれることなく、個々の児童・生徒の能力・適正を生かした進路指導やキャリア教育を推進します。	学校教育課
3 性教育、生命尊重教育の充実	男女の身体の生物学的な違いを理解し、性に関して自らが考え判断する能力を養えるよう学校教育の充実を図ります。＜(29)参照＞ ・発達段階に応じた性教育の実施 ・全教育活動を通じた生命尊重教育の推進 ・教職員の性教育研修等の実施、指導方法の研究 ・専門医による性教育の推進	学校教育課
4 教職員に対する指導方法の研修、研究	教職員に対し、男女平等教育の指導方法についての研修・研究会等の実施、情報の提供に努めます。 ・性差別、男女の人権の尊重についての教職員研修、指導方法の研究 ・教職員の性教育研修等の実施、指導方法の研究	学校教育課

施 策

(4) 男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

子どもから高齢者まで幅広く男女共同参画について理解を深め、市民みんなで推進していくことができるよう、学習機会の充実に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 生涯学習プランの推進	自己形成を計り、自分らしい生き方を選択でき、男女が社会の様々な分野における活動に参画できるよう、生涯学習プランにより、学習機会の充実に図ります。 ・生涯学習フォーラムの開催 ・楽習出前講座の実施 ・生涯学習プログラム開発実践講座の実施 ・ウィークエンドセミナーの実施 ・情報紙「オープン」の発行 ・パソコン講座の実施	生涯学習課
2 男女共同参画に関する学習機会の充実	男女共同参画について理解を深めるための講演会等を開催します。 ・男女共同参画に関する講演会・講座等の実施<(1)(7)参照> ・人権教育での男女平等教育の推進	男女共同参画課 生涯学習課 公民館管理課
3 男女共同参画に関する情報の提供	男女共同参画に関する情報の提供を推進します。 ・男女共同参画情報紙「ハーモニー」の発行<(1)(2)(7)参照> ・リーフレット等による啓発・情報の提供<(1)(2)(7)参照>	男女共同参画課
4 社会教育関係者に対する研修会の実施等	男女共同参画の視点に立った社会教育の推進を図るため、社会教育関係者に対する研修会等を実施するとともに、派遣、参加支援及び情報の提供を行います。 ・女性指導者研修会の実施<(15)参照> ・県等主催の女性指導者研修会への派遣、参加支援<(15)参照> ・女性指導者研修会開催情報の提供<(15)参照>	生涯学習課



施策

(5) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

男女平等意識を育む上で、乳幼児期からの家庭環境は大きな影響力を持つことから、男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進や相談体制の充実に努め、家庭における教育力の向上を支援します。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 家庭教育に関する学習機会の充実	家庭において保護者が共に協力し合い子どもを健全に育てることができるよう学習機会の充実に努めます。 ・家庭教育推進講座、フォーラムの開催 ・育児講演会・講座の実施 ・ママパパ学級等の開催<(25)参照>	健康増進課 子育て支援課 生涯学習課
2 家庭教育に関する相談体制の充実	家庭教育や子育てなどについて、男女共同参画の視点に立って、相談にあたります。 ・児童家庭相談室 ・地域子育て支援センターにおける子育て相談<(23)参照> ・児童館における子育て相談<(23)参照> ・育児相談 ・青少年の相談事業	健康増進課 子育て支援課 少年指導センター
3 家庭教育に関する情報の提供	家庭教育や子育てに関する情報の提供を行い、家庭における教育力の向上を図ります。 ・子育て情報誌の充実 ・リーフレット等による情報の提供	子育て支援課 生涯学習課
4 家庭教育関係者に対する研修会等の実施	男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進を図るため、家庭教育関係者に対する研修会等を実施します。 ・保育職員に対する指導方法の研修・研究 ・家庭教育・子育て支援担当者研修会への参加 ・家庭教育オピニオンリーダー研修への派遣 ・親学習プログラム指導者研修への派遣	子育て支援課 生涯学習課

施策の方向3 男女の人権の尊重

現状と課題

男女共同参画社会は男女の個人としての人権が尊重される社会であり、女性と男性が共に良い関係を築いていくためには、お互いの人権を尊重し合うことが必要です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV法）」などの法整備が進んでいますが、市民アンケート調査によれば、「自分が直接被害を受けたことがある」が女性で6.3%、男性で1.7%と男性より女性の方が多くなっています。また、被害を受けた方の22.1%は相談しなかったと回答しています。

DVに関する認識は薄く、暴力を受けた側も「このくらいはDVではない」と我慢したり、被害を公的機関に相談・届けることに抵抗感を持つことが多いなど、社会の理解が不十分で個人的な問題として捉えられやすく、被害が潜在化することが多くなっています。

また、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）については、市民アンケート調査で、4.7%の方で経験がみられました。

このため、DVやセクハラは重大な人権侵害であるとの認識についての啓発を行い、関係機関と連携し、相談体制を充実し、暴力を許さない環境と意識づくりを行う必要があります。

また、高度情報通信社会が進展する中で、新聞・図書・テレビ・インターネットなどのメディアによる情報が人々に大きな影響を与えています。

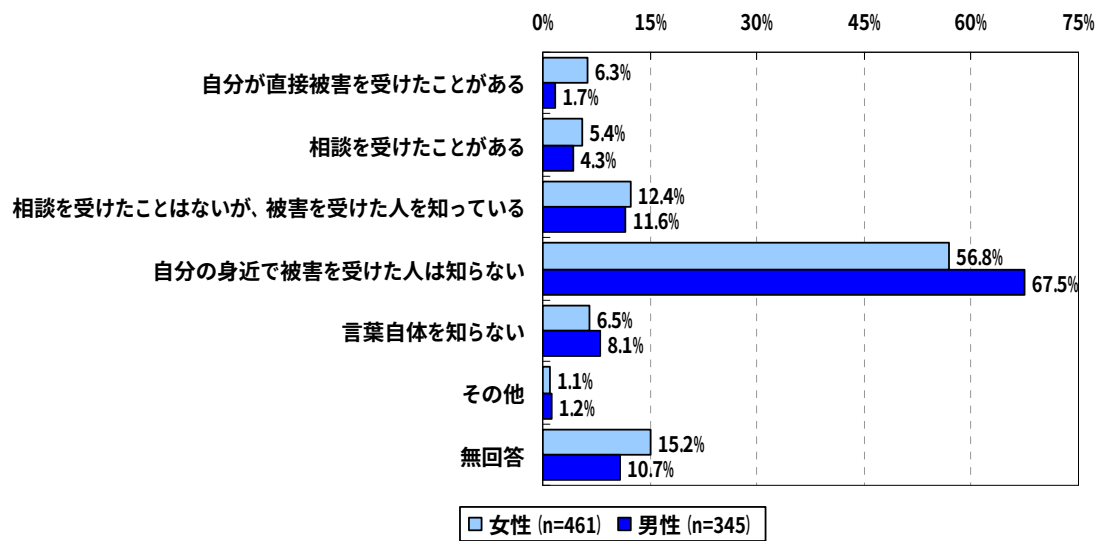
メディアを通じて人権に対する意識や男女共同参画の重要性が広く周知される可能性がある一方で、固定的な性別役割分担を前提とした表現、あるいは女性の身体的・性的側面だけを強調したり、暴力を助長するような表現、インターネットによる犯罪などがメディアによってもたらされる状況も見受けられます。

このような環境の中で、メディアから発信される情報が社会に与える影響はさらに拡大するものと予想されます。各人が情報を選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー）を向上するための学習機会を提供することも必要です。

また、性同一性障害等の男女区分では解決できない心の性と体の性に対して違和感を持っている人達に対しても共に理解し合い、誰もが社会のあらゆる分野における活動に参画できる社会をつくる必要があります。そのため、性同一性障害者等の人権に配慮し、男女共同参画を推進していく必要があります。



■ドメスティック・バイオレンス (DV) について



資料：佐野市「男女共同参画に関する市民アンケート調査 (平成18年度)」

施 策

(6) 男女の人権を尊重する意識の確立

性差別をはじめとする様々な差別をなくすためには、差別を人権問題として捉えることが必要です。男女がお互いの人権を尊重する意識が高まるよう啓発を進めるとともに、様々な機会を通じた情報の提供を行います。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 「広報さの」における人権啓発	「広報さの」において人権に関する啓発を行います。 その中で、男女の人権の尊重についても啓発します。	人権推進課
2 人権啓発リーフレットの作成・配布	人権啓発に関するリーフレットを作成し、全戸配布します。 その中で、男女の人権の尊重についても記載します。	人権推進課
3 街頭啓発の実施	市内大型店舗、どまんなかフェスタ等でリーフレットや人権啓発物品の配布を行い、様々な機会を捉えた啓発を推進します。	人権推進課 隣保館
4 人権研修会等の開催	人権研修会や、集会所事業等での人権研修・学習を行い、その中で、男女の人権の尊重についても啓発します。 ・ハートフルフェスタの開催 ・人権研修・学習会等の開催<(7)参照>	人権推進課 隣保館 生涯学習課 公民館管理課
5 人権啓発ポスターの募集	小中学校児童生徒を対象とした人権啓発ポスターの募集、審査、表彰を行い、人権尊重の精神の涵養を図ります。 その中で、男女共同参画の精神の涵養を図ります。	人権推進課



施 策

(7) 男女間のあらゆる暴力（DV等）の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）等は人権侵害であり、また男女が社会の様々な分野における活動に参画していく妨げとなるものです。DVやセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）など男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくための啓発を推進します。

また、早期解決に向けた被害者支援の取り組みを推進するため、相談体制の充実や関係機関との連携を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 相談体制の充実	女性相談員を中心に、DV、ストーカー、離婚などの相談・援助を行うとともに、相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。また、相談窓口や電話相談等のPRも行います。 ・女性相談の実施 ・人権相談の実施 ・相談窓口のPR	男女共同参画課 人権推進課 子育て支援課
2 関係機関との連携による保護、援助	警察、県婦人相談所や県・近隣市町等と連携を図り、被害者の保護及び自立支援に向けた取り組みを推進します。 ・女性保護事業 ・市営住宅への入居	子育て支援課 建築住宅課
3 学習機会の充実	DVやセクハラ等、あらゆる暴力の根絶に向け、学習機会の充実を図ります。 ・男女共同参画に関する講演会・講座等の開催＜(1)(4)参照＞ ・人権研修・学習会等の開催＜(6)参照＞	男女共同参画課 生涯学習課
4 啓発活動の実施	DVやセクハラ等、あらゆる暴力の根絶に向け、啓発・情報の提供を行います。 ・男女共同参画情報紙「ハーモニー」の発行＜(1)(2)(4)参照＞ ・リーフレット等による啓発・情報の提供＜(1)(2)(4)参照＞	男女共同参画課 商工課

施策

(8) メディアにおける男女の人権の尊重

男女間の暴力的行為を助長、連想させるような表現又は不必要な性的表現を行わないよう学習機会の充実を図ります。

また、人権侵害や暴力に結びつくような有害図書等に関する調査を行い、関係機関と連携し、撤去に向けた取り組みを進めます。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 有害図書等に関する調査等	自動販売機の有害図書等、有害チラシ、看板等の調査を行い、必要に応じ、関係機関等と連携し、撤去に向けた取り組みを進めます。 ・ビデオ、雑誌自動販売機の立ち入り調査の実施	少年指導センター
2 メディア・リテラシーに関する学習機会の充実	メディアからの様々な情報を男女共同参画の視点に立って、主体的に読み解いていく能力を養うための研修会等を実施します。	生涯学習課 公民館管理課
3 メディア表現に関する啓発	男女共同参画の視点に立った、メディア表現について、啓発、情報の提供を行います。 ・県指定の有害図書に関する情報の提供 ・男女共同参画の視点に立った表現についての啓発<(2)参照>	男女共同参画課 少年指導センター





施 策

(9) 性同一性障害者等に配慮した男女共同参画の推進

性同一性障害等について理解を深めるための啓発・情報の提供を行うとともに、公文書における性別記載について、可能な限り削除するよう努めます。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 性同一性障害等に関する啓発・情報の提供	性同一性障害等について理解を深めるための啓発・情報の提供を行います。	男女共同参画課
2 公文書の性別記載の可能な限りの削除	公文書の性別記載について、可能な限り削除するよう努めます。	法務文書課 その他関係各課
3 教育の場における配慮	性同一性障害等に配慮した教育を行うとともに、一人ひとりを大切にした教育の実践に努めます。 ・性同一性障害等に配慮した教育の実施 ・教職員に対する研修・情報の提供の実施	学校教育課
4 医療機関における配慮	市民病院では性同一性障害等に配慮した対応を行います。また、医師会を通じて市内の医療機関への啓発に努めます。	健康増進課 市民病院
5 市の窓口における配慮	職員に対し、性同一性障害等についての研修会や情報の提供を行います。	各総合窓口課

施策の方向 4 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

現状と課題

我が国の男女共同参画の取り組みは、国際婦人年、女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）等の国際的な動きと共に進められてきました。こうした国際社会の取り組みについて理解を深め協調していくことが男女共同参画を推進する上で重要となります。

そのため、国際理解を深めるための学習機会の充実や交流を促進し、国際理解を深めるとともに、国際的視野を広げる必要があります。

また、本市に住む外国人数は、現在 2,000 人を超えており、地域や職場において安心して日常生活を送れるよう、情報の提供や相談体制を充実することが求められています。

施策

(10) 国際理解を深める学習の推進

国際社会の一員として、国際的協調の下に男女共同参画を推進するため、国際理解を深めるための学習機会の充実を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 国際理解を深めるための学習機会の充実	国際理解を深めるための学習機会の充実を図ります。 ・国際理解を深めるための学習機会の充実 ・外国語指導助手の学校への派遣	学校教育課 生涯学習課 公民館管理課
2 情報の収集及び提供	国際的な動向についての情報の収集及び提供に努めます。	関係各課



施 策

(11) 国際交流の推進

国際交流をとおり、国際理解や国際的視野を広げます。また、姉妹交流都市や在住外国人との交流を促進するとともに、市民の自主的な国際交流活動を支援します。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 姉妹都市等との交流の促進	姉妹都市等との交流をとおり、友好関係を促進するとともに、市民の国際感覚を養い、国際化の時代に対応した人材育成を図ります。 ・姉妹都市等への中学生相互交流委託事業の実施	政策調整課
2 栃木県次世代人材づくり事業への参加	国際交流をとおり、国際化の時代に対応したリーダーの育成を図ります。	男女共同参画課 生涯学習課
3 外国国籍市民との交流促進	国際理解を深めるため、国際交流協会が主催する国際交流フェスティバル等をとおり、外国国籍市民との交流を促進します。 ・国際交流フェスティバル等の実施	政策調整課
4 国際交流活動を行う民間団体に対する支援	国際交流活動を行う民間団体に対する支援を行い、市民の自主的な国際交流活動を推進します。 ・国際交流協会・日中友好協会等への支援	政策調整課
5 外国国籍市民への支援	国際理解を深めるため、外国国籍市民に対する支援を行います。 ・市民生活に密接な市の手続き、制度等についての外国語翻訳のパンフレット作成 ・日本語教室の実施	学校教育課 その他関係各課

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

施策の方向5 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

現状と課題

誰もが住みよい社会をつくるためには、政策・方針の決定過程に男女が共に参画し、多様な意見や考えが公正に反映されることが重要となっています。

国においては、平成17（2005）年ニューヨークで開催された国連「北京＋10」世界閣僚級会合（第49回国連婦人の地位委員会）において、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との政府代表演説を行っています。

本市の平成19（2007）年4月現在の審議会等における女性委員の比率は20.5%となっており、女性の参画のない審議会も19.1%あります。また、市職員の管理職（一般行政職）に占める女性の割合は3.3%と低くなっています。

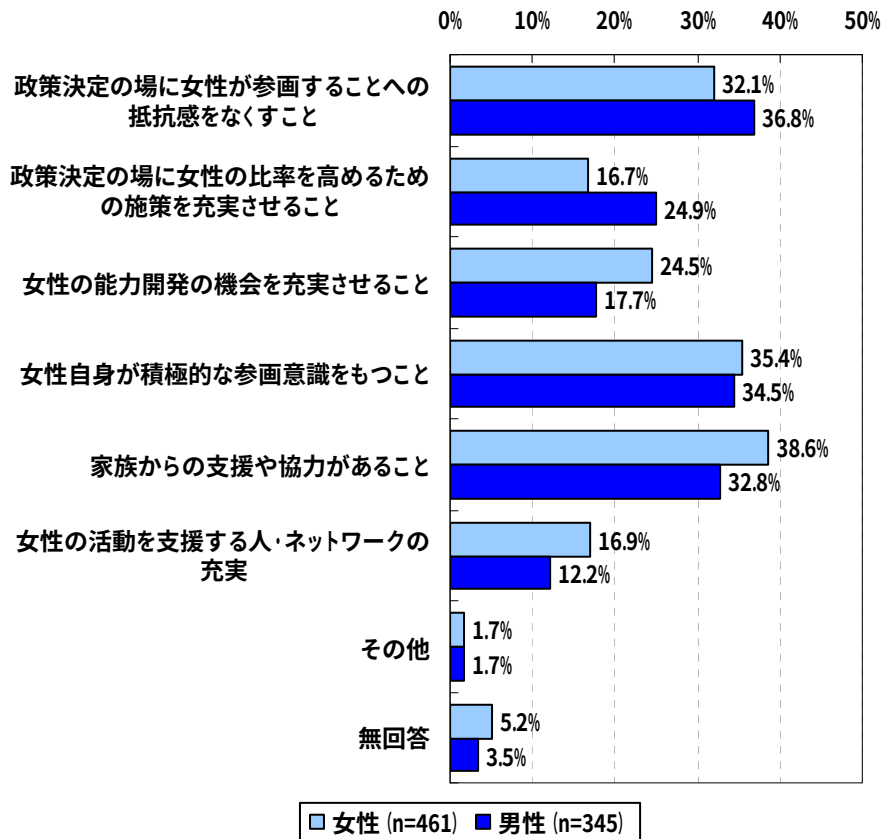
行政における施策の対象や施策の影響を受ける方の半分は女性であることから、市政に女性の意見や考えが反映されるよう、女性の参画を拡大していく必要があります。

市民アンケート調査では、政策決定の場に女性の参画が増えていくために必要なことについてみると、女性では「家族からの支援や協力があること」が38.6%と最も多く、男性では「政策決定の場に女性が参画することへの抵抗感をなくすこと」が36.8%と最も多くなっています。

今後、政策・方針の決定過程における女性の参画について、社会の意識改革やポジティブ・アクション（積極的改善措置）等を促進することにより、女性の参画を拡大するとともに、男女双方の意見を取り入れることができる環境づくりを行うことが重要となっています。



■政策決定の場に女性の参画が増えるために必要なこと



資料：佐野市「男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成18年度）」

施 策

(12) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

社会の意思決定の場に女性の参画を拡大するため、積極的に市の審議会等における女性委員の登用拡大を図ります。また、事業所・団体等にも方針決定過程への女性の参画拡大について働きかけます。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 審議会等委員への女性の登用促進	市政に多様な意見を反映させるため、審議会等委員に女性の登用を促進します。 ・女性委員の登用率の向上 ・女性委員のいない審議会等の解消 ・委員公募制の推進 ・委員選任基準の作成	行政経営課 その他関係各課
2 事業所における経営方針決定過程への女性の参画促進	事業所における経営方針決定過程への女性の参画促進について働きかけます。 ・ポジティブ・アクションについての啓発、情報の提供	男女共同参画課 商工課
3 農林業・家族経営的な商工業等の分野における経営方針決定過程への女性の参画促進	佐野市農業・農村男女共同参画ビジョンにより、農業・農村分野での男女共同参画を推進します。また、商工業者に対する啓発・情報の提供を行い、商工業等の分野でも男女共同参画を推進します。 ・家族経営協定の締結促進<(19)参照> ・女性の認定農業者の増加 ・JA総代に占める女性の割合の増加 ・JA理事に占める女性の割合の増加 ・商工団体等への啓発及び情報の提供	男女共同参画課 商工課 農政課
4 地域活動、団体等の方針決定過程への女性の参画促進	町内会・PTA等の団体役員への女性登用を促進するための啓発活動、情報の提供を行います。	男女共同参画課 その他関係各課



施策

(13) 男女の市政参画の促進

性別に偏らない多様な市民意見を市政に反映するため、男女の市政への参画を促進します。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 市政に対する意見の反映 機会の充実	市政に関して市民の誰もが率直な意見、要望等を述べ、市政に反映させるとともに、市政に対する参画を促します。 ・市政懇談会の充実 ・市政モニター制度の充実 ・市民からのメール、投書箱の設置 ・市長とおしゃべりランチの実施	秘書課
2 世論調査の実施	市政についての市民の意見や要望等を把握し、今後の施策の基礎資料とするため、世論調査を実施します。	秘書課
3 審議会等委員の公募制の 推進	市政に男女の意見を反映させるため、審議会等委員の公募制を推進します。	関係各課
4 パブリック・コメントの 実施	市の基本的な政策等について市民等の意見を反映させるため、パブリック・コメントを推進します。	関係各課
5 情報の提供及び公開の推 進	市民の市政参画の基礎資料となる、情報の提供及び公開を推進します。	関係各課

施 策

(14) 市役所における男女共同参画の推進

佐野市職員人材育成基本方針により、政策の立案等にかかわる市職員の男女共同参画についての意識の高揚を図ります。また、積極的に女性職員の育成を図るとともに、性別にかかわらず、本人の意欲と能力に応じた登用を推進します。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 職員に対する啓発活動の実施	市職員の意識向上を図るため、各種啓発を実施します。 ・研修会等の開催 ・リーフレット等による啓発	人事課 人材育成センター 男女共同参画課
2 女性職員の管理職への登用推進	性別にとらわれない、公正公平な能力評価を行い、女性の管理職への登用を推進します。	人事課
3 女性職員の職域拡大	女性職員の職域の拡大に努めるとともに、性別に偏らない事務分担を推進します。	人事課 その他関係各課
4 女性職員の能力開発	女性職員の能力開発のため、政策の立案等に関する参画機会や研修機会の拡大を図ります。	人材育成センター その他関係各課
5 庁内における働きやすい職場環境づくりの推進	庁内における働きやすい職場環境づくりを推進します。 ・佐野市特定事業主行動計画の推進 ・佐野市職員心の健康づくり計画の推進 ・佐野市職員ハラスメント等の防止に関する要領の周知徹底	人事課



施策の方向6 女性のエンパワーメントの促進

現状と課題

男女が社会のあらゆる分野における活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等に男女が平等に参画できる機会が確保されるとともに、女性自身がエンパワーメントする（力をつける）必要があります。

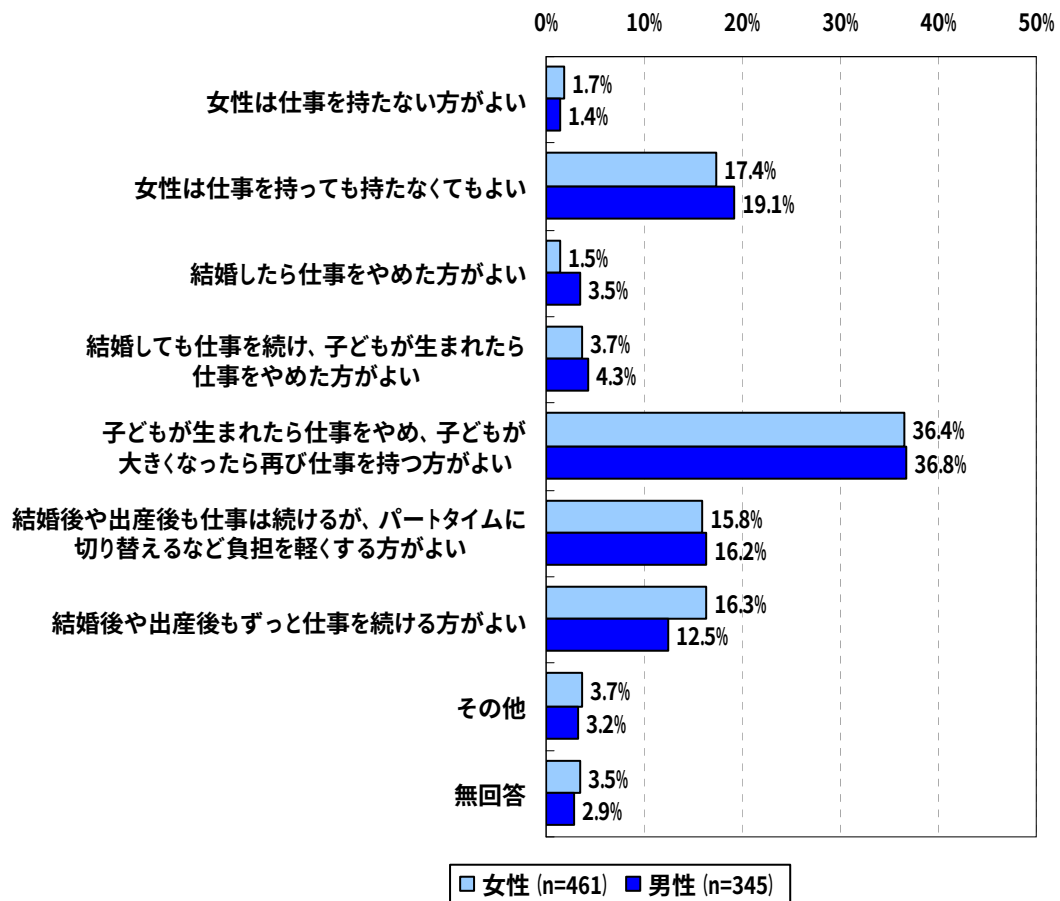
公的・私的分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するために、各種活動分野において人材を発掘・育成し、指導的立場にある女性を増やしていくことが必要です。併せて、起業家、技術者等、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げていくことも大切です。

平成 17（2005）年に国が策定した「男女共同参画基本計画（第2次）」では、チャレンジしたい女性が、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできるよう、女性のチャレンジ支援策の推進や、いったん家庭に入った女性が再チャレンジ（再就職、起業等）したい場合の支援策を充実することが掲げられています。

市民アンケート調査では、女性が仕事を持つことについて、「子どもが生まれたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が男女共に3割を超え最も多くなっており、子育てが一段落した女性の再就職への支援が重要となっています。

現在、育児等により離職する女性が少なくない状況においては、育児等で離職しなくてもよい環境をつくり出すとともに、育児を終えて再び就職しようとする方や離職者・転職者が再チャレンジできるよう支援していく必要があります。

■女性が仕事(職業)を持つことについて



資料：佐野市「男女共同参画に関する市民アンケート調査(平成18年度)」



施 策

(15) 女性の人材育成

女性自身の意欲を高揚し、能力を開発していくため、学習機会の充実を図ります。また、女性の人材に関する情報を幅広く収集し、女性リーダーの養成と発掘に努め、地域等で活躍できる女性の育成を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 学習機会の充実	自己形成を計り、自分らしい生き方を選択でき、社会の様々な分野における活動に参画できるよう、生涯学習プランにより、学習機会の充実を図ります。	生涯学習課
2 女性リーダーの育成	女性の参画を促進するため、女性リーダーの育成を行います。 ・女性指導者研修会の実施<(4)参照> ・県等主催の女性指導者研修会への派遣、参加支援<(4)参照> ・女性指導者研修会開催情報の提供<(4)参照>	男女共同参画課 生涯学習課
3 女性の人材情報の収集、情報の提供	個人情報に配慮しながら、女性の人材情報の収集、提供に努めます。	男女共同参画課
4 農業分野における女性の人材育成	佐野市農業・農村男女共同参画ビジョンにより、農業分野における女性の人材育成に努めます。<(19)参照> ・女性農業者に対する農業技術や経営管理能力向上のための研修会の実施 ・女性農業者に対する農業技術や経営管理能力向上のための研修会への参加支援 ・女性農業者に対する農業技術や経営管理能力向上のための研修会開催情報の提供	農政課

施 策

(16) 女性の再就職、起業への支援

女性の意欲と能力を生かし、社会の様々な分野で活動できるよう、再就職や起業をめざす女性の支援を行います。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 女性の再就職・起業に関する情報の提供	ハローワーク等の関係機関と連携し、再就職・起業に関する情報の提供を行います。 ・求人情報の提供 ・相談窓口に関する情報の提供 ・融資、助成制度等に関する情報の提供 ・研修会等の開催情報の提供＜(17)(18)参照＞	商工課
2 女性の再就職・起業に向けての学習機会の充実	再就職・起業に向けての学習機会の充実を図ります。 ・再就職・起業に向けての研修会の実施 ・母子家庭に対する就労支援講習会の実施、参加支援＜(27)参照＞ ・研修会等の開催情報の提供＜(17)(18)参照＞	男女共同参画課 子育て支援課 商工課 農政課
3 女性の職業能力の開発・向上	職業能力開発・向上のための研修会等の開催、情報の提供を行います。 ・パソコン講座等の実施 ・研修会等の開催情報の提供＜(17)(18)参照＞	生涯学習課 商工課 農政課
4 農業分野における女性の起業支援	佐野市農業・農村男女共同参画ビジョンにより、農業分野での女性の起業を支援します。	農政課



施策の方向 7 働く場における男女共同参画の推進

現状と課題

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、働くことによって達成感が得られ自己実現につながるものであり、男女共同参画社会の実現にとってこの分野はきわめて重要な意味を持っています。

働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮できる社会づくりは、男女の基本的人権にかかわるとともに、少子化が進展し労働力不足が懸念される現状において、多様な人材の活躍を促し経済社会の活力の源ともなります。

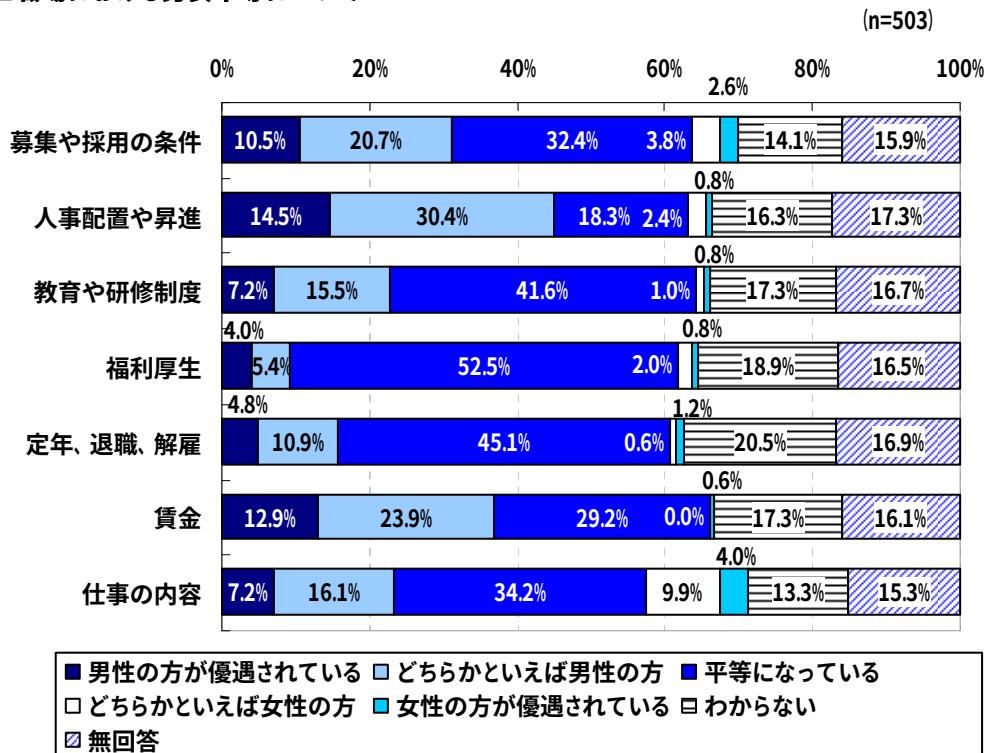
昭和 60（1985）年に制定された「雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保に関する法律（通称：男女雇用機会均等法）」は改正を重ね、制度上の改善が図られてつあります。

市民アンケート調査では、職場における男女平等について、『男性の方が優遇されている』の回答は、「人事配置や昇進」が 44.9%と最も多く、次いで「賃金」の 36.8%となっており、職場における男女の差は依然として残っているようです。

今後、事実上生じている男女労働者間の格差を解消し、実質的な男女の均等確保を実現するとともに、男女が共にその持てる能力を十分発揮し、いきいきと働ける環境づくりを促進する必要があります。

また、農林業・商工業などの家族経営的な分野は、生活の場と生産の場が一体となる場合が多く、女性は仕事をしながら家事・育児・介護等を担っている状況があります。女性が能力を十分発揮し、正當に評価され、経営活動や地域活動に参画できる環境づくりが求められています。

■職場における男女平等について



注：グラフ中の％は、小数第2位を四捨五入している関係上、合計が100%にならないものもある。
 資料：佐野市「男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成18年度）」



施策

(17) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

男女の均等な雇用機会や待遇が確保されるよう、関係機関と連携を図りながら、労働基準法や男女雇用機会均等法などについて、事業主等に対し啓発、情報の提供を行います。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 労働基準法、男女雇用機会均等法等の周知	関係機関と連携を図りながら、労働基準法、男女雇用機会均等法等の周知を図ります。 ・リーフレット等による啓発<(18)参照> ・研修会等の開催情報の提供<(16)(18)参照>	商工課
2 企業に対する研修会の実施等	事業主等の理解と協力を得るため、企業に対する研修会、情報の提供を行います。 ・企業に対する研修会の実施・情報の提供 ・企業への助成制度の情報の提供	男女共同参画課 商工課
3 公正採用選考人権啓発推進員の普及促進	企業における公正採用を促進するため、公正採用選考人権啓発推進員の普及を促進します。	商工課
4 最低賃金制度の周知	関係機関と連携を図りながら、最低賃金制度の周知を図ります。	商工課
5 パートタイム労働者等の雇用管理の改善の啓発	パートタイム労働者等の適切な処遇・労働条件の確保のため、関係機関と連携して法制度の周知や情報の提供を行います。	商工課
6 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進	固定的な役割分担意識により生じている男女間の格差を解消していくため、関係機関との連携を図りながら、企業に対する啓発・情報の提供を行います。	男女共同参画課 商工課

施 策

(18) 働きやすい職場環境づくり

男女が多様なライフスタイルに応じた柔軟な働き方を選択でき、個人が持てる力を充分に発揮できる職場環境づくりを促進するとともに、セクハラ防止や相談体制の充実に努め、働きやすい職場環境づくりを進めます。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 労働基準法、男女雇用機会均等法等の周知	関係機関と連携を図りながら、労働基準法、男女雇用機会均等法等の周知を図ります。 ・リーフレット等による啓発<(17)参照> ・研修会等の開催情報の提供<(16)(17)参照>	商工課
2 母性保護対策の普及促進	女性が働きながら安心して妊娠・出産できるよう啓発・情報の提供を行います。 ・母性保護に関する法律等の周知	健康増進課 子育て支援課 商工課
3 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を行うとともに、相談機関の周知を図ります。 ・セクハラ防止の研修会の開催 ・リーフレット等による啓発、情報の提供 ・相談機関の周知	人事課 男女共同参画課 商工課
4 育児・介護休業法や制度の普及・啓発	男女が共に子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、育児・介護休業法や制度などの啓発・情報の提供を行います。 <(26)参照>	子育て支援課 商工課
5 労働時間短縮に向けての啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、労働時間の短縮に向けての啓発・情報の提供を行います。	男女共同参画課 商工課
6 多様な就労形態の普及	短時間正社員やフレックスタイム制などの仕事と家庭生活が両立しやすい多様な就労形態の普及を促進するため、関係機関と連携を図りながら、企業に対する情報の提供を行います。<(26)参照>	商工課



具体的施策	施策の内容	担当課
7 均等・両立推進企業の普及・啓発	均等・両立推進企業を普及させるための情報の提供を行います。＜(26)参照＞	男女共同参画課 商工課
8 パートタイム労働者等の雇用管理の改善の啓発	パートタイム労働者等の適切な処遇・労働条件の確保のため、関係機関と連携して法制度の周知や情報の提供を行います。	商工課
9 勤労者福祉の向上	勤労者福祉の向上のため、両毛メート（中小企業で働く方の福利厚生事業を実施している（財）両毛地区勤労者福祉共済会）への加入促進を図ります。	商工課
10 労働相談機関の周知	労働環境の改善を図るため、労働条件に関する様々な相談等を実施している機関の周知を図ります。 ・労働基準監督署、栃木労働局、公共職業安定所、栃木県労政事務所等の周知	商工課
11 高齢者の就業機会の促進	高齢者が長年培った技能・経験等を活用し、高齢者の意欲と能力に応じて働き続けることができるよう、関係機関と連携を図りながら、高齢者の就業機会の促進に努めます。 ・継続雇用制度についての情報の提供 ・シルバー人材センターの充実 ・高齢者職業相談室の充実	いきいき高齢課 商工課

施 策

(19) 農林業・家族経営的な商工業の分野における男女共同参画の促進

農林業に従事する女性の経営への参画を促進するため、佐野市農業・農村男女共同参画ビジョンにより、農業の分野における男女共同参画を推進します。

また、家族経営的な商工業等に携わる女性が個人としての能力を十分発揮し、正当に評価され、男性と対等なパートナーとして経営活動や地域活動に参画できるよう啓発を行います。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 農業・農村男女共同参画ビジョンの推進	佐野市農業・農村男女共同参画ビジョンの推進を図ります。	農政課
2 家族経営協定締結の促進	農業に携わる男女がお互いに協力して経営に参画できるよう、家族経営協定の締結を促進します。 ・家族経営協定の締結促進<(12)参照>	農政課
3 農業技術や経営能力向上のための研修会等の実施	女性農業者の農業技術や経営能力向上のための研修会、参加支援及び情報の提供を行います。<(15)参照>	農政課
4 商工業者等に対する啓発	商工業等に携わる女性が経営等へ参画できるよう啓発・情報の提供を行います。	男女共同参画課 商工課



施策の方向8 家庭生活・地域活動における男女共同参画の推進

現状と課題

誰もがいきいきと暮らせ、活力のある社会を築くためには、家庭生活や地域活動においても男女共同参画を推進する必要があります。

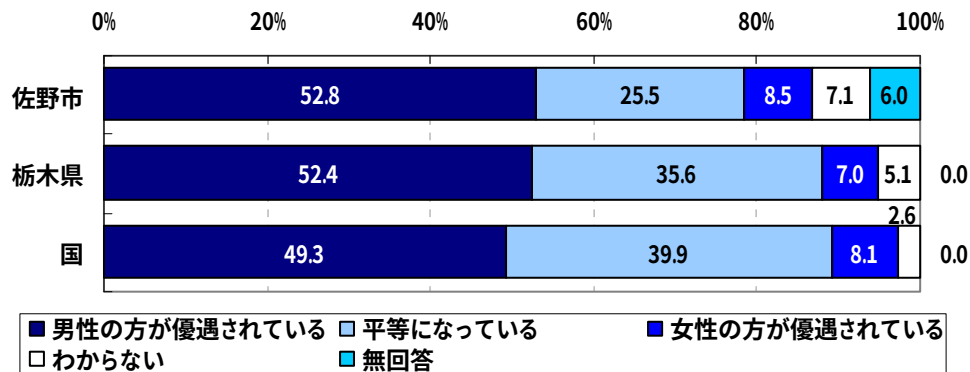
市民アンケート調査において、「食事のしたく」「食事の後片づけ、食器洗い」「掃除」「洗濯」などの家事は、『女性』が多く担っている現状があります。家事・子育て・介護等は女性が行うものであるという固定的な性別役割分担意識は依然残っている状況がうかがえます。

また、地域活動においては、参加する女性は多いものの、重要事項の決定は男性が行ったり、自治会等の組織において、その長など主要な役員は男性が占めたりする場合が数多くみられます。本市においては、平成 19（2007）年4月1日現在、167 の自治会がありますが、女性の自治会長は一人もいない状況です。

市民アンケート調査では、『男性の方が優遇されている』が家庭生活の場においては52.8%、町内会や自治会等の地域社会においては53.1%となっており、国・県と比べ『男性の方が優遇されている』と回答した方の割合が高くなっています。

環境、消費、福祉、教育、防災など地域に密着した問題を解決し、地域をより活性化していくためには、NPOやボランティア活動などが一層重要性を増してきており、これらの活動に、男女が共に参画し、多様な視点から問題解決を図っていくことが期待されています。

■「家庭生活の場」における平等感

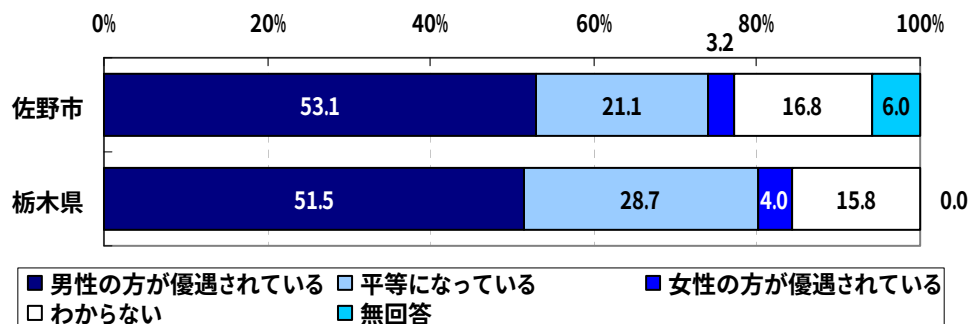


※『男性の方が優遇されている』は『男性の方が優遇されている』と『どちらかといえば男性の方が優遇されている』を合計した数値、また、『女性の方が優遇されている』は『女性の方が優遇されている』と『どちらかといえば女性の方が優遇されている』を合計した数値である。

注：グラフ中の％は、小数第2位を四捨五入している関係上、合計が100%にならないものもある。

資料：佐野市「男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成18年度）」
 栃木県「男女共同参画社会に関する意識調査（平成17年度）」
 内閣府「男女共同参画社会に関する意識調査（平成16年度）」

■「町内会や自治会等の地域社会」における平等感



※『男性の方が優遇されている』は『男性の方が優遇されている』と『どちらかといえば男性の方が優遇されている』を合計した数値、また、『女性の方が優遇されている』は『女性の方が優遇されている』と『どちらかといえば女性の方が優遇されている』を合計した数値である。

注：グラフ中の％は、小数第2位を四捨五入している関係上、合計が100%にならないものもある。

資料：佐野市「男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成18年度）」
 栃木県「男女共同参画社会に関する意識調査（平成17年度）」



施 策

(20) 家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活における性別による固定的な役割分担意識を見直し、家事・子育て・介護等に男女が共に参画できるよう、啓発活動を推進します。

また、特に男性が家庭生活に積極的に参画することができるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、家庭生活に関する学習機会の充実を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 家事・子育て・介護等への男女共同参画の啓発	家事・子育て・介護等に、男女が共に協力して行うことができるよう、啓発を行います。	男女共同参画課 その他関係各課
2 家事・子育て・介護等に関する学習機会の充実	家事・子育て・介護等に関する学習機会の充実を図ります。 ・子育て関係事業への父親の参加促進 ・家事・子育て・介護等の研修会等の実施、参加支援、情報の提供	関係各課
3 「家庭の日」の普及啓発	県が定める毎月第3日曜日の「家庭の日」の周知を行い、家庭の大切さについて社会的気運を高めるとともに、男女が協力しながら家事・子育て・介護等を行うことなど、家庭における男女共同参画について話し合うきっかけづくりを促進します。	男女共同参画課 少年指導センター

施 策

(21) 地域活動における男女共同参画の促進

男女が共に地域における様々な活動に参加し、地域の連帯感を深め、暮らしやすい地域をつくるため、地域活動やボランティア等に積極的に参画できる環境づくりを推進します。

また、まちづくりや防犯など新たな分野における男女共同参画の推進も図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 各種事業等開催日時の考慮	男女が共に各種事業に参加できるよう、開催日時等について考慮します。	関係各課
2 まちづくりにおける男女共同参画	まちづくりの分野において、地域の活性化に向けて男女共同参画を進めるとともに、人材育成や学習機会の充実に努めます。	関係各課
3 防災対策における男女共同参画の推進	災害時において、男女共同参画の視点から取り組みが図られるよう、防災・災害復興体制の確立をめざします。	危機管理課
4 各種団体活動における男女共同参画の促進	各種団体活動における男女共同参画の促進を図るため、団体に対する啓発、情報の提供に努めます。	男女共同参画課 その他関係各課



施策

(22) 男女共同参画を推進する市民活動との連携・支援

男女共同参画を推進する市民活動との連携を図るとともに、活動の支援を行い、市民と協働で男女共同参画を推進します。そのため、活動拠点となる男女共同参画センターの設置について検討します。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 男女共同参画を推進する団体等との連携・支援	男女共同参画を推進する団体等との連携を図るとともに、活動の支援を行います。 ・男女共同参画ネットワークさのとの連携・支援 ・栃木県男女共同参画地域推進員との連携・支援 ・その他、男女共同参画を推進する市民団体等との連携・支援	男女共同参画課 農政課 生涯学習課
2 男女共同参画センターの設置	男女共同参画を推進するため、市民の活動拠点となる男女共同参画センターの設置について検討します。	男女共同参画課

基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり

施策の方向9 男女の家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

現状と課題

少子・高齢化や核家族化が進行する中で、男女が家庭生活と職業生活、地域活動とのバランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、子育て・介護支援対策の充実を図るとともに、仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発や職場環境づくりを進める必要があります。

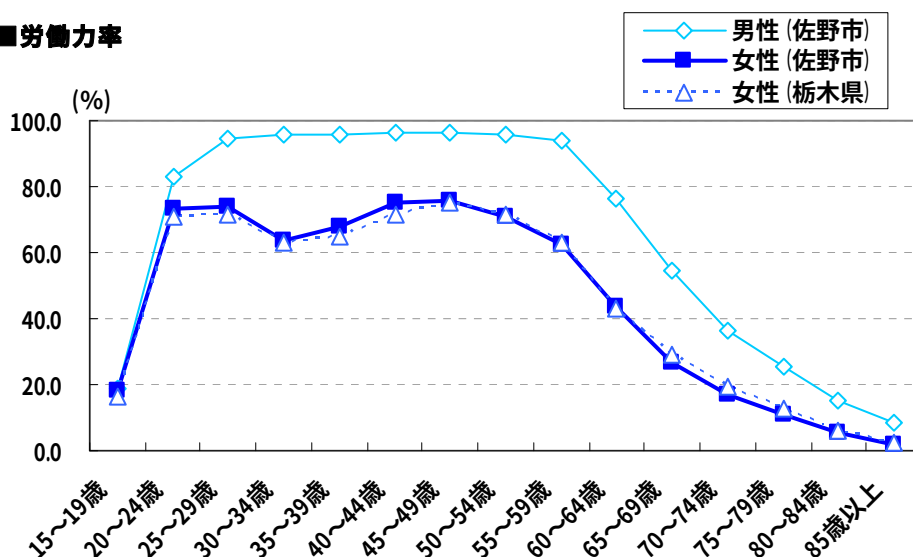
市民アンケート調査では、男女共同参画社会を実現するために、市が力を入れていく施策についてみると、「子どもや介護を要する人などを預かってくれる制度（施設）の充実を図る」が42.3%と最も高く、次いで「男女の労働条件の改善や女性の雇用機会の拡充について企業に働きかける」の34.8%となっており、子育て・介護をサポートするサービスへの要望が高くなっています。

また、女性の年齢階級別労働力率は、通常、子育て期にあたる30歳代前半で低下し、その後上昇するM型曲線となりますが、本市においてはM字の2つめの山が1つめの山より高くなっており、子育て後に再び働く女性が多くなっている状況がみられます。

さらに、年齢3区分別人口をみると、65歳以上の高齢化率が年々増加しており、平成17年国勢調査では21.8%と5人に1人が高齢者となっています。

このことから、就業の継続を願う女性が仕事を続けられるような環境づくりを行うとともに、男性の働き方を見直し、子育てはもとより、介護や家事、地域活動への男性の参画を促進していくことが大切です。

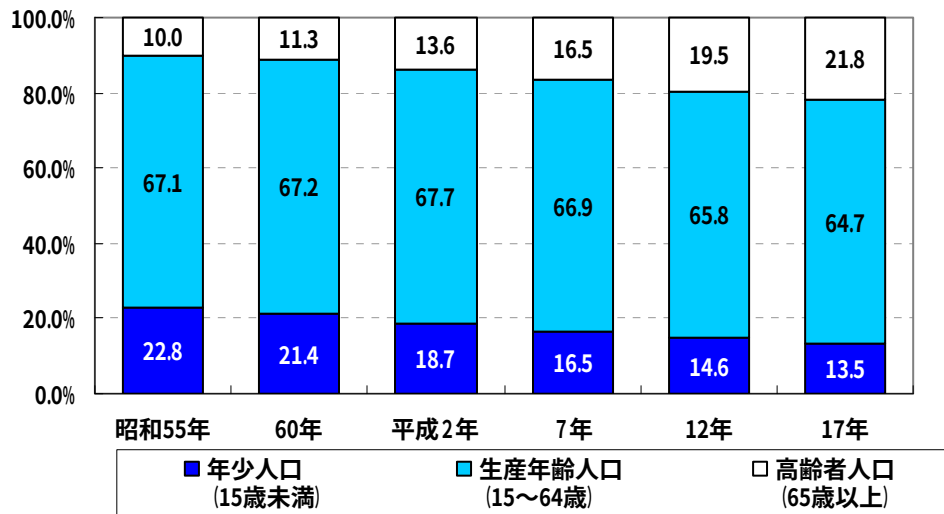
■労働力率



資料：平成17年国勢調査



■年齢3区分別人口の推移

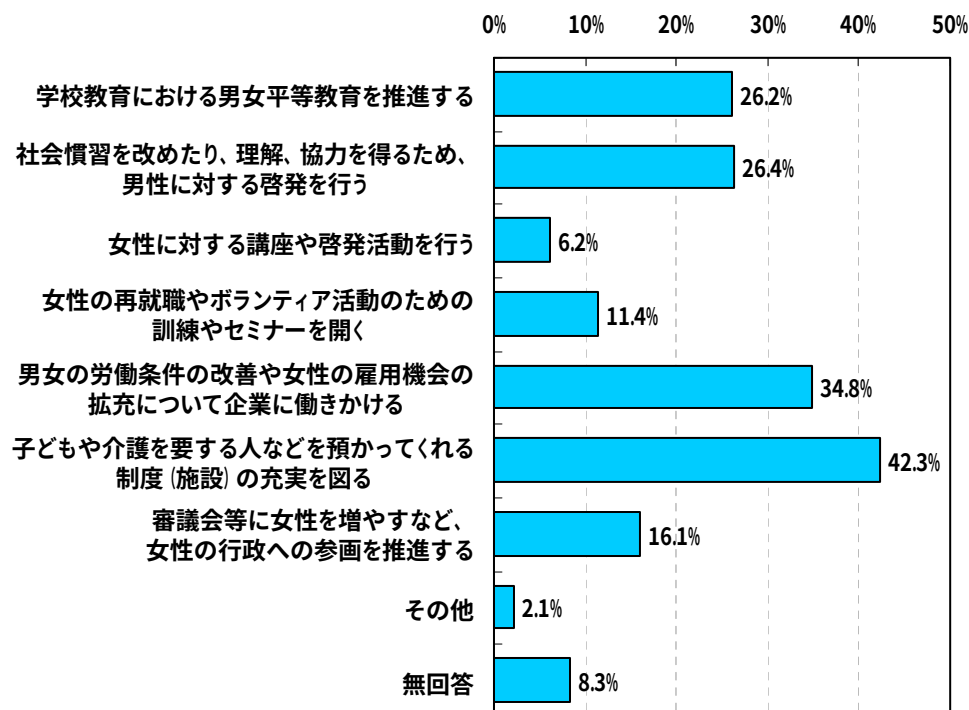


注：グラフ中の％は、小数第2位を四捨五入している関係上、合計が100%にならないものもある。

資料：国勢調査

※平成12年までは、旧3市町の値をあわせた数値

■男女共同参画社会を実現するために市が力を入れていくこと



資料：佐野市「男女共同参画に関する市民アンケート調査(平成18年度)」

施 策

(23) 子育て支援対策の推進

男女が共に家庭生活と社会の様々な分野における活動に参画するためには、多様な子育てニーズに対応する必要があります。そのため、保育サービス、放課後児童対策、ファミリーサポートセンターの充実などに努めます。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 保育サービスの充実	仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育サービスの充実に努めます。 ・通常保育、延長保育、一時保育、夜間保育、障害児保育、病後児保育などの実施	子育て支援課
2 放課後児童対策の充実	仕事と子育ての両立を支援するため、放課後児童クラブなどの充実に努めます。 ・放課後児童クラブの充実 ・放課後こども教室の充実 ・日中一時支援事業の充実	障害福祉課 子育て支援課 生涯学習課
3 子どもの保健福祉サービスの充実	子どもの保健の向上と福祉の増進のためのサービスの充実に努めます。 ・こどもの医療費助成	医療保険課
4 児童館事業の充実	地域で安心して子育てができるよう、母親クラブなどの児童館事業の充実に図ります。 ・各種イベントの実施 ・母親クラブの実施 ・子育て相談の実施	子育て支援課
5 地域子育て支援事業の充実	地域で安心して子育てができるよう、地域子育て支援センター等の充実に図ります。 ・子育て相談の実施 ・各種イベント、講演会の実施 ・子育て支援室の開設 ・保育園の園庭の開放 ・子育て情報紙の発行	子育て支援課



具体的施策	施策の内容	担当課
6 ファミリーサポートセンターの充実	多様な子育てニーズに対応するため、ファミリーサポートセンターの充実に努めます。 ・ファミリーサポートセンター会員数の増加	子育て支援課
7 相談体制の充実	子育ての方法、子育ての悩み・不安、子育て支援制度のなど、子育てに関する相談体制の充実に努めます。 ・児童館における子育て相談＜(5)参照＞ ・地域子育て支援センターにおける子育て相談＜(5)参照＞ ・保育園における子育て相談 ・家庭児童相談室 ・教育相談	子育て支援課 学校教育課
8 子育て情報誌の発行	子育てに関する制度等の周知を図るため、子育て情報誌を発行するとともに、活用促進を図ります。	子育て支援課
9 幼稚園等に対する支援	仕事と子育ての両立を支援している関係団体へ補助金を交付し、体制の充実に努めます。 ・預かり保育を実施する安佐私立幼稚園センターの運営費への補助金交付 ・幼児教育の環境充実に努める幼稚園への補助金交付	教育総務課

施 策

(24) 介護支援対策の推進

男女が共に家庭生活と社会の様々な分野における活動に参画できるよう、介護や福祉サービスの充実に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 介護サービス、保健福祉サービスの充実	介護が必要になっても安心して生活できるよう、介護サービス、保健福祉サービスの充実に努めます。 ・保健福祉サービスの充実 ・介護サービス基盤の整備	いきいき高齢課 介護保険課
2 相談体制の充実	介護や介護の悩み・不安、保健福祉サービスなどの介護に関する相談体制の充実に努めます。 ・地域包括支援センターの充実	いきいき高齢課 介護保険課
3 介護研修の開催	介護の質の向上のための研修会を開催します。また、男女が共に協力して介護にあたるよう啓発を進めます。 ・在宅高齢者介護者研修の開催	いきいき高齢課 介護保険課



施策

(25) 家庭生活と職業生活、地域活動との両立に関する意識啓発の推進

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が共に協力して家事・子育て・介護等にあたり、家庭生活と職業生活、地域活動の両立ができるよう意識啓発を図ります。

また、仕事と家庭の両立、特に男性の働き方の見直しについての普及・啓発を推進します。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 男女のパートナーシップの啓発	男女が共に協力して家事・子育て・介護等にあたるよう、意識啓発を図ります。	男女共同参画課
2 男性の家事・子育て・介護等への参加促進	男女が共に家庭生活を担うことができるよう、男性の参加を促す事業等の充実・情報の提供に努めます。 ・ママパパ学級等の開催<(5)参照> ・父子手帳の交付 ・男の料理教室の開催 ・父親のための子育て講座の開催 ・介護講座の開催 ・父と子の交流事業の実施	健康増進課 子育て支援課 公民館管理課 その他関係各課
3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のための啓発	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のための啓発・情報の提供を行います。	男女共同参画課 商工課

施 策

(26) 仕事と家庭・地域活動を両立しやすい職場環境づくり

男女が共に仕事と家庭・地域活動とのバランスを取り、充実した生活が送れるよう、各種制度や多様な就労形態の普及を行います。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 育児・介護休業法等の周知	男女が共に子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、育児・介護休業法等の情報の提供を行います。＜(18)参照＞	子育て支援課 商工課
2 労働時間短縮の意識啓発	ワークシェアリング等による労働時間の短縮に向けて事業主等に対する啓発・情報の提供を行います。	男女共同参画課 商工課
3 多様な就労形態の普及	短時間正社員やフレックスタイム制などの仕事と家庭生活が両立しやすい多様な就労形態の普及を促進するため、関係機関と連携を図りながら、企業に対する情報の提供を行います。＜(18)参照＞	商工課
4 均等・両立推進企業の普及・啓発	均等・両立推進企業を普及させるための情報の提供を行います。＜(18)参照＞	男女共同参画課 商工課
5 「一般事業主行動計画」の策定・実施の促進	関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定を促進します。 ・リーフレット等による啓発	男女共同参画課 商工課



施策

(27) 生涯を通じた生活環境の整備

ひとり親家庭、高齢者、障害のある人が自立した生活を送り、社会の様々な活動に参加できるよう、福祉サービスの充実に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 高齢者、障害のある人に対する福祉サービスの充実	高齢者や障害のある人が自立した生活を送り、社会の様々な活動に参加できるよう、福祉サービスの充実に努めます。 ・佐野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進 ・佐野市障害者福祉計画の推進	障害福祉課 いきいき高齢課 介護保険課 健康増進課
2 ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭の生活安定を図り、社会の様々な活動に参加できるよう、経済的支援を行います。 ・ひとり親家庭への医療費助成 ・児童扶養手当の支給 ・遺児手当の支給 ・母子・父子家庭入学祝金の支給	医療保険課 子育て支援課
3 ひとり親家庭に対する自立支援対策の推進	ひとり親家庭に対する自立支援対策を推進します。 ・母子自立支援員による相談、指導 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給 ・母子寡婦福祉資金（就学支度資金、事業開始資金等）の貸付の利用支援 ・母子家庭に対する就労支援講習会等の実施、参加支援＜(16)参照＞ ・母子寡婦連合会との連携・支援 ・市営住宅の優先対象	子育て支援課 建築住宅課

施策の方向 10 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり

現状と課題

男女がお互いの身体の特徴について理解し、お互いの性を尊重し合うことは、男女の人権の尊重につながります。

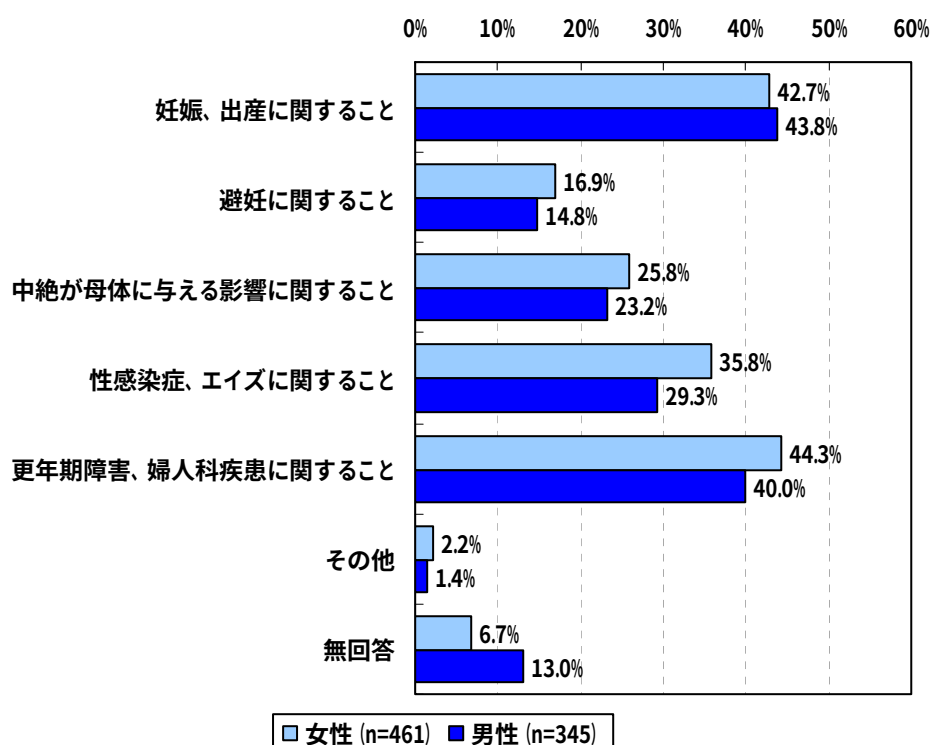
発達段階に応じて男女が共に性に関する正確な知識を持ち、自らも健康管理を行うことができるようにするとともに、生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づき、自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても思いやる心を持つことが大切です。

市民アンケート調査では、女性の身体保護のために男女ともに知っておいたほうがよいと思うことについてみると、男女共「妊娠、出産に関すること」、「更年期障害、婦人科疾患に関すること」が多く、それぞれ4割を超えています。

また、男女が健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できることが重要です。特に女性は、妊娠や出産をはじめ、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。

さらに、妊娠中及び出産後も継続して働き続ける女性が増加していることから、女性労働者に対する母性保護の取り組みの充実が求められています。

■女性の身体保護のために男女ともに知っておいたほうがよいこと



資料：佐野市「男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成18年度）」



施 策

(28) 性差を踏まえた総合的な健康づくり

男女が共にいきいきと暮らすためには、健康であることが求められます。男女の身体の仕組みやかかりやすい病気の違いを考慮し、男女が生涯にわたり健康に暮らせるよう、きめ細やかな健康づくりを支援します。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 各種健診の実施	健康診査や各種がん検診などを実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、適切な健康管理に役立てます。 ・特定健康診査の実施	健康増進課
2 健康教室の実施	健康づくりに役立てるため、様々な健康教室を実施します。	健康増進課
3 健康相談の実施	健康に関する様々な相談に随時応じます。 また、専門職による相談日を設定し、多様化するニーズに対応します。	健康増進課
4 健康を脅かす問題についての対策	HIV／エイズ、性感染症は、不妊や出産への影響、悪性疾患の併発など特に女性の健康への影響が大きいことから、啓発活動、相談機能の充実を図ります。	健康増進課
5 性差に応じた総合的な健康づくりの推進	生涯を通じた健康の保持増進に向け、思春期から高齢期まで、各年代に応じることはもちろん、男女の性差に応じた健康づくりを支援します。	健康増進課
6 性差医療の推進	男女の性差に対応した医療を提供するため、市民病院において、女性外来を実施します。	市民病院

施 策

(29) 性の尊重についての意識啓発

男女がお互いの性を理解するとともに、性に関するお互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活が送れるよう、意識啓発を推進します。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 性の尊重についての啓発及び情報の提供	男女がお互いの性を理解するとともに性に関するお互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活が送れるよう、意識啓発、情報の提供に努めます。	男女共同参画課 人権推進課
2 家庭における性教育、生命尊重教育の充実	家庭において、生命の大切さ、お互いの性の尊重について、子どもの発達段階に応じた性教育が行えるよう、啓発や情報の提供に努めます。	学校教育課 生涯学習課
3 性に関する相談の実施	思春期の性などに関する相談を随時受け付けます。 また、性同一性障害等に関する相談があった場合には、この障害の持つ特性から十分にカウンセリングや精神療法などを行える精神科を持つ総合病院など受け入れ可能な医療機関や関係機関などの情報を収集し、紹介することでスムーズな対応を行います。	健康増進課
4 学校における性教育、生命尊重教育の充実	男女の身体の生物学的な違いを理解し、お互いに認め合い、尊重し合い、性に関して自らが考え判断する能力を養えるような教育を推進します。＜(3)参照＞ ・発達段階に応じた性教育の実施 ・全教育活動を通じた生命尊重教育の実施 ・教職員の性教育研修の実施、指導方法の研究 ・専門医による性教育の実施	学校教育課

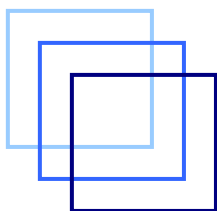


施 策

(30) 母性保護と母子保健の充実

女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、きめ細やかな母子保健サービスを提供します。また、妊娠中・出産後も安心して働けるよう、働く女性の母性保護と健康管理についても啓発と施策の充実を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 相談事業の実施	妊娠期の健康相談、出産後の乳児全戸訪問、育児相談、母乳相談を実施します。	健康増進課
2 妊娠・出産・子育て期の健康支援	母子手帳交付時に様々な資料を配布し啓発します（父子手帳、母性健康管理指導事項連絡カード等）。 また、妊産婦の保健の向上と福祉の増進のためのサービスの向上に努めます。 ・妊婦一般健診の実施 ・妊産婦の医療費助成 ・妊娠期の健康相談の実施 ・乳幼児全戸訪問の実施	医療保険課 健康増進課
3 職場における女性の健康を配慮した環境整備	女性が妊娠・出産しても安心して働けるよう、関係機関と連携しながら情報の提供を行います。 ・男女雇用機会均等法等の周知 ・相談機関の周知	商工課
4 母性健康管理対策の推進	母性健康管理体制についての情報の提供、相談、支援を行い、母性保護・母性健康管理について、関係機関と連携を図りながら事業主に情報の提供を行います。	健康増進課 商工課



第5章 計画の推進



第5章 計画の推進

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取り組みを展開することが重要であり、第4章において述べた取り組みについて、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、市が直接行う施策だけではなく、関係機関、企業、市民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが期待されます。

男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実が求められています。

1 推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取り組み内容は幅広い分野にわたることから、すべての職員が男女共同参画社会について理解し、形成をめざすという共通認識を持つことが重要です。そのため、男女共同参画推進本部を中心に、本計画の着実な推進を図ります。

また、男女共同参画に関する市民の自主的・主体的な活動を支援するため、市民の活動拠点となる男女共同参画センターの設置について検討します。

さらに、市の施策に関する意見・苦情の申出制度の周知を図り、市民からのチェック体制の充実を図ります。

2 連携体制の充実

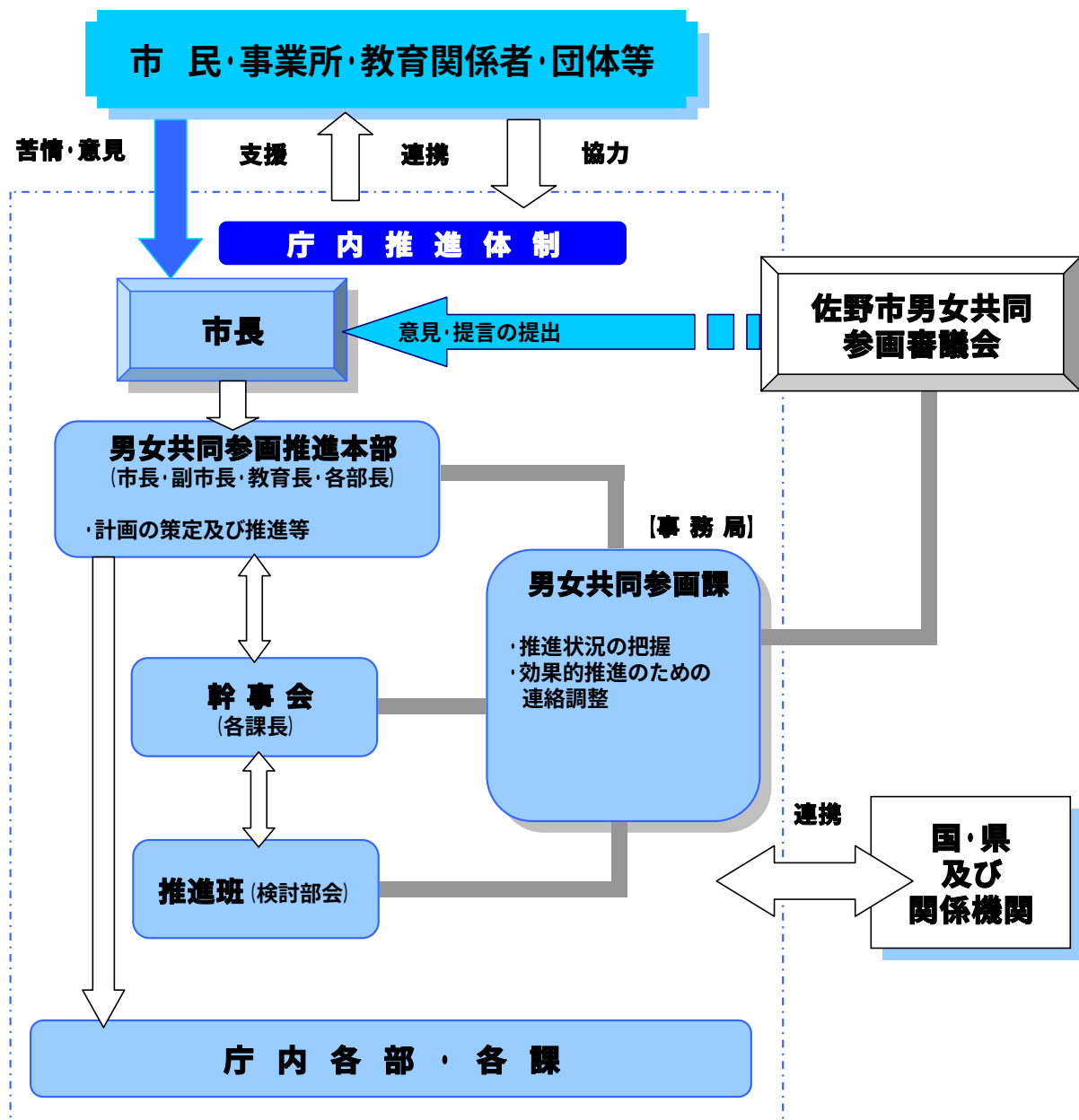
本計画の推進にあたり、県をはじめとする関係機関との連携を図ります。また、男女共同参画に関する活動を行う団体と連携し、市民と協働で男女共同参画を推進します。

3 計画の評価

市長は、本計画を実効性のあるものにするために、施策の進捗状況について数値目標を定め、毎年調査・点検し、実施状況等を報告書としてとりまとめ、これを公表します。

また、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議するため設置され、市民各界各層で構成する佐野市男女共同参画審議会は、数値目標や計画の進捗状況の調査・点検を行い、必要により市長に意見を述べるなど進行管理体制の強化を図ります。

■計画の推進体制



4 目標値一覧

I 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

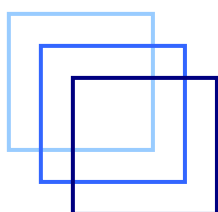
施策の方向	指 標	数値目標		担当課
		現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	
1. 社会制度や慣行の見直し・意識改革	男女共同参画情報紙「ハーモニー」の発行部数・回数	全戸／年2回	全戸／年2回	男女共同参画課
2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	人権尊重を基盤とした男女平等教育の実施	全校全学年実施	全校全学年実施	学校教育課
	男女共同参画に関する講演会・講座等の延べ参加者数	206人	220人	男女共同参画課 生涯学習課 公民館管理課
	家庭教育推進講座受講者数	140人	200人	生涯学習課
3. 男女の人権の尊重	人権講演会（ハートフルフェスタ）の参加者数	689人	760人	人権推進課
	ビデオ、雑誌自販機の立ち入り調査実施回数	月1回	月1回	少年指導センター
4. 国際的な視野に立った男女共同参画の推進	国際交流協会主催の各種行事の延べ参加者数	2,200人	2,800人	政策調整課

II あらゆる分野への男女共同参画の推進

施策の方向	指 標	数値目標		担当課
		現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	
5. 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	審議会等の附属機関における女性委員の登用率	20.9%	30.0%	男女共同参画課
	女性の認定農業者数	5人	10人	農政課
6. 女性のエンパワーメントの促進	女性リーダー育成のための研修会等の延べ参加者数	62人	80人	生涯学習課
	母子家庭に対する就労支援講習会開催回数	年1回	年2回	子育て支援課
7. 働く場における男女共同参画の推進	公正採用選考人権啓発推進員の数	84人	94人	商工課
	家族経営協定締結戸数	49戸	100戸	農政課
8. 家庭生活・地域活動における男女共同参画の推進	男女共同参画センターの設置	0か所	1か所	男女共同参画課

Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり

施策の方向	指 標	数値目標		担当課
		現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	
9. 男女の家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援	延長保育を実施している保育園の数	7 か所	7 か所 (平成21年度)	子育て支援課
	一時保育を実施している保育園の数	全保育園	全保育園 (平成21年度)	子育て支援課
	病後児保育を実施している保育園の数	0 か所	1 か所 (平成21年度)	子育て支援課
	放課後児童クラブ（こどもクラブ）の入所児童数	731 人	830 人 (平成21年度)	子育て支援課
	子育て支援センター事業を実施している施設数	4 か所	5 か所 (平成21年度)	子育て支援課
	ファミリーサポートセンター会員数	227 人	400 人 (平成21年度)	子育て支援課
	市指定の介護保険事業者数	12 事業者	24 事業者 (平成21年度)	いきいき高齢課 介護保険課
	日中一時支援事業利用延べ人数	3,459 人日 (H18.10～)	11,400 人日 (平成23年度)	障害福祉課
10. 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり	特定健康診査受診率	39.5%	65.0%	健康増進課
	妊婦一般健康診査を受けた方の割合	96.8%	100.0%	健康増進課
	発達段階に応じた性教育の実施	全校全学年 実 施	全校全学年 実 施	学校教育課



資料編

・佐野市男女共同参画プラン策定の経過	68
・佐野市男女共同参画推進条例	69
・佐野市男女共同参画審議会関係資料	75
・佐野市男女共同参画推進本部関係資料	78
・国際婦人年以降の男女共同参画に関するあゆみ	82
・日本国憲法（抄）	87
・男女共同参画社会基本法	88
・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）	93
・第4回世界女性会議「北京宣言」	100
・用語解説	104

資料編

佐野市男女共同参画プラン策定の経過

日 付	内 容
平成 18 年 8 月 1 日	第 1 回佐野市男女共同参画審議会 ・佐野市男女共同参画プランについて
平成 18 年 10 月 6 日	第 2 回佐野市男女共同参画審議会 ・男女共同参画に関する市民アンケート調査の内容について
平成 18 年 10 月 28 日	第 3 回佐野市男女共同参画審議会 ・男女共同参画に関する市民アンケート調査の内容について
平成 18 年 11 月 15 日 ～30 日	男女共同参画に関する市民アンケート調査実施 調査対象：市内に居住する 20 歳以上の男女各 1,000 人 抽出方法：住民基本台帳から性別、年代別に無作為抽出 調査方法：郵送配布・郵送回収 回収率： 42.2% (844 通)
平成 19 年 3 月 26 日	男女共同参画に関する市民アンケート調査報告書完成
平成 19 年 8 月 22 日	第 1 回佐野市男女共同参画推進本部幹事会 ・佐野市男女共同参画プランの趣旨・体系について
平成 19 年 8 月 30 日	第 1 回佐野市男女共同参画審議会 ・佐野市男女共同参画プランの趣旨・体系について
平成 19 年 11 月 5 日	第 2 回佐野市男女共同参画審議会 ・佐野市男女共同参画プラン（素案）について ↳以降、2 回の継続審議を行う（11/12、11/19）
平成 19 年 11 月 28 日	第 2 回佐野市男女共同参画推進本部幹事会 ・佐野市男女共同参画プラン（素案）について
平成 19 年 12 月 3 日 ～平成 20 年 1 月 4 日	パブリック・コメント実施
平成 20 年 1 月 21 日	第 3 回佐野市男女共同参画審議会 ・佐野市男女共同参画プラン（案）について ↳以降、1 回の継続審議を行う（2/13）
平成 20 年 2 月 21 日	第 3 回佐野市男女共同参画推進本部幹事会 ・佐野市男女共同参画プラン（案）について
平成 20 年 3 月 13 日	第 1 回佐野市男女共同参画推進本部 ・佐野市男女共同参画プラン（案）について

佐野市男女共同参画推進条例

平成 18 年 6 月 19 日

条例第 34 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 8 条—第 17 条）

第 3 章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第 18 条—第 20 条）

第 4 章 佐野市男女共同参画審議会（第 21 条）

第 5 章 雑則（第 22 条）

附則

日本国憲法には、基本的人権の尊重を基本原則に、個人の尊重、法の下での平等がうたわれている。

また、国際婦人年、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、男女共同参画社会基本法の制定、栃木県男女共同参画推進条例の制定など男女平等に向けた様々な取組が進められてきた。本市においても、これらの取組と連動しつつ男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められ、着実に成果はあがってきている。

しかし、社会的及び文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識や慣行が依然として残っており、更に、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害が発生している。また、少子高齢化、家族形態や地域社会の変化、高度情報化、経済活動の成熟化及び国際化など社会経済情勢は、急激に変化している。

このような状況に対応していくためには、一人一人の人権が尊重され、性別にかかわらず誰もがその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が本市においても重要である。

私たち市民は、誰もがいきいきと暮らせ、豊かで活力のある佐野市をつくるため、男女共同参画の推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市民、事業者、教育関係者及び市の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。
- (5) 市民 次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 市の区域内に居住する者
 - イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市の区域内に存する学校に在学する者
 - エ 市の区域内に滞在する者
- (6) 事業者 営利又は非営利にかかわらず、市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (7) 教育関係者 市の区域内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらにとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、政策及び方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されるよう配慮されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における活動とが両立できるよう配慮されること。
- (5) 教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女平等の理念に基づいた教育が行われるよう配慮されること。
- (6) 男女間の暴力的行為（身体的又は精神的苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）の根絶 男女が互いに人権を尊重し、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の男女間のあらゆる暴力的行為の根絶が図られるよう努めること。
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 妊娠、出産その他の性と生殖に関し男女が互いの性を理解するとともに、性に関する互いの意思を尊重し、もって生涯にわたり健康な生活を営む権利が尊重されるよう配慮されること。

- (8) 性同一性障害者等に対する配慮 性同一性障害を有する者又は先天的に身体上の性別が不明瞭である者に配慮されること。
- (9) 国際的協調 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、教育関係者、国、他の地方公共団体等と協働し、及び連携しつつ、率先して取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、事業活動における男女共同参画の取組状況に関し市長から報告を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育を行うに当たっては、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 教育関係者は、教育における男女共同参画の取組状況に関し市長から報告を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定等)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させることができるよう、適切な措置を講ずるとともに、佐野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（教育の分野における措置）

第9条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性及び能力の育成等の男女共同参画の推進のために必要な措置を講ずよう努めるものとする。

（農林業及び家族経営的な商工業等の分野における措置）

第10条 市は、農林業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、正当に評価され、及び対等な構成員として経営活動及び地域における活動に参画する機会が確保されるよう、必要な措置を講ずよう努めるものとする。

（市民等の理解を深めるための措置）

第11条 市は、市民、事業者及び教育関係者が男女共同参画に関する理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるよう啓発活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（活動への支援）

第12条 市は、市民、事業者及び教育関係者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言、人材の育成その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、若しくは変更し、又は実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（積極的改善措置）

第14条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じているときは、市民、事業者、教育関係者等と協力し、積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、附属機関及びこれに準ずる機関における委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講ずることによりできるかぎり男女の均衡を図るよう努めるものとする。

3 市は、市の女性職員の職域の拡大、能力開発及び職場環境の整備に努めるとともに、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保するよう努めるものとする。

（情報の収集及び調査研究）

第15条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

**(実施状況等の公表)**

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等の報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市の施策に関する意見又は苦情の申出)

第17条 市民、事業者及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、毎年、審議会に意見又は苦情の内容及びその対応状況を報告するものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限**(性別による権利侵害の禁止)**

第18条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の男女間の暴力的行為をしてはならない。

3 前2項に定めるもののほか、何人も、性別により権利を侵害する行為をしてはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為に関する相談の申出)

第20条 市民は、性別による差別的取扱い又は男女共同参画を阻害する行為に関する相談を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、毎年、審議会に相談の内容及びその対応状況を報告するものとする。

第4章 佐野市男女共同参画審議会

第21条 男女共同参画の推進を図るため、市長の附属機関として、審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第8条第2項、第17条第2項又は第20条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じて、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議すること。

- (4) 前3号に掲げる事項を調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べる
こと。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 男女共同参画に関し識見を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市議会議員
- (4) 公募に応じた者
- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満にならないよう努めるものとする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

佐野市男女共同参画審議会規則

平成 18 年 6 月 19 日

規則第 51 号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐野市男女共同参画推進条例（平成18年佐野市条例第34号。以下「条例」という。）第21条第8項の規定に基づき、佐野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

2 審議会は、男女共同参画に関する資料を所持する者に対し、調査審議に必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 会議の内容が佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号）第6条第1号又は第2号に係るものであるとき。

(2) 会議を公開することにより当該会議の公正かつ適正な議事運営に著しい障害が生ずることが明らかに予想されるとき。

(公印)

第6条 審議会の公印（以下「公印」という。）の公印名、ひな形番号、書体、寸法、個数及び使用範囲は、別表第1のとおりとする。

2 公印のひな形は、別表第2のとおりとする。

3 公印の保管及び取扱いは、男女共同参画課長が行う。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

佐野市男女共同参画審議会委員名簿

≪任期：平成18年8月1日 ～ 平成20年7月31日≫

№	氏 名	所 属 等	備 考
1	井沢 博徳	佐野青年会議所 直前理事長	
2	稲毛 明子	男女共同参画ネットワークさの 会計	
3	内田 清美	佐野市議会議員	
4	岡村 恵子	佐野市議会議員	
5	上岡 昭子	男女共同参画ネットワークさの 会長	
6	川田 悦子	男女共同参画ネットワークさの 副会長	
7	柴田 愛子	公募委員	副会長
8	島田 好正	宇都宮海星女子学院中学校・高等学校 校長	会長
9	関根 桂子	佐野市民生委員児童委員協議会 理事	
10	早乙女 フミ子	佐野市社会教育委員	
11	高久 修	佐野市立小中学校校長会 出流原小学校長	
12	高橋 登美子	佐野短期大学 専任講師	
13	田澤 テル子	男女共同参画ネットワークさの 副会長	
14	矢島 堅司	佐野商工会議所 副会頭	

（氏名50音順、敬称略、所属等は平成19年8月1日現在）

佐野市男女共同参画推進本部設置要綱

平成17年2月28日

訓令第15号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する総合的施策の推進に資するため、佐野市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に伴う調査研究及び関係部相互の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部委員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括し、必要に応じ本部の会議を招集し、その議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長のうちから本部長があらかじめ指名する副本部長が、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次の事務を処理する。
 - (1) 本部会議に提出する原案の作成
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関し必要な事務
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、市民生活部長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、男女共同参画課長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職員をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第6条 幹事長は、幹事会を総括し、必要に応じ幹事会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(男女共同参画推進班)

第7条 幹事会に付議すべき事項について、連絡、調整等を行うため、男女共同参画推進班（以

下「推進班」という。)を置く。

2 推進班は、男女共同参画課長及び副幹事長又は幹事の属する課等の職員のうちから市長が任命する者（以下「推進班員」という。）をもって組織する。

3 男女共同参画課長は、推進班の事務を総括し、必要に応じ推進班の会議を招集し、その議長となる。

(部会)

第8条 男女共同参画課長は、男女共同参画プランの推進等に関し必要があると認めるときは、推進班に部会を置くことができる。

2 部会は、推進班員のうちから、男女共同参画課長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

(部会長)

第9条 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を総括し、必要に応じ部会の会議を招集し、その議長となる。

(構成員以外の者の出席)

第10条 本部、幹事会、推進班又は部会は、それぞれ必要があると認めるときは、それぞれの会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 本部、幹事会、推進班及び部会の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、本部、幹事会、推進班及び部会の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

佐野市男女共同参画推進本部構成員名簿

№	本部役職	役 職	氏 名
1	本部長	市長	岡部 正英
2	副本部長	副市長	野城 良弘
3	副本部長	副市長	石田 正巳
4	副本部長	教育長	落合 一義
5	本部委員	総合政策部長	蘆原 進
6	本部委員	行政経営部長	須藤 作次
7	本部委員	市民生活部長	青木 勇
8	本部委員	健康福祉部長	落合 潔
9	本部委員	産業文化部長	落合 昭雄
10	本部委員	都市建設部長	佐野 博
11	本部委員	会計管理者	初谷 和雄
12	本部委員	市民病院事務部長	中里 博行
13	本部委員	教育総務部長	竹川 常光
14	本部委員	生涯学習部長	大森 博
15	本部委員	水道局長	須永 昇

佐野市男女共同参画推進本部幹事会構成員名簿

№	役職	補職名等	氏 名
1	幹事長	市民生活部長	青木 勇
2	副幹事長	男女共同参画課長	中野 敏子
3	幹事	政策調整課長	山野井 進
4	幹事	行政経営課長	高瀬 一
5	幹事	人事課長	栗原 昇
6	幹事	人材育成センター所長	石川 健二
7	幹事	環境政策課長	本郷 孝
8	幹事	市民活動促進課長	下山 一美
9	幹事	人権推進課長	岡 行一
10	幹事	交通生活課長	大豆生田 忠次
11	幹事	佐野総合窓口課長	大島 正三
12	幹事	社会福祉課長	田仲 進一
13	幹事	障害福祉課長	八巻 宣文
14	幹事	いきいき高齢課長	福島 健児
15	幹事	介護保険課長	齋藤 和義
16	幹事	健康増進課長	飯島 竹雄
17	幹事	子育て支援課長	荒井 脩
18	幹事	商工課長	川邊 裕士
19	幹事	農政課長	栗島 基市
20	幹事	建築住宅課長	丸山 精一
21	幹事	市民病院総務課長	船田 実
22	幹事	学校教育課長	島野 克嘉
23	幹事	生涯学習課長	山根 清高
24	幹事	公民館管理課長	安部 武雄
25	幹事	スポーツ振興課長	落合 正
26	幹事	図書館長	亀山 武男
27	幹事	水道局総務課長	樋下田 政義

国際婦人年以降の男女共同参画に関するあゆみ

年次	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	佐野市の動き
1975 昭 50	国際婦人年（目標：平等・発展・平和） 6月 国際婦人年世界会議（メキシコシティ＝第1回世界女性会議） 「世界行動計画」採択 12月「国連婦人の十年」（'76～'85）決定	9月 総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題担当室設置 7月 女子教育職員等育児休業法公布		
1976 昭 51		6月 「民法」改正法公布（離婚後の氏の選択制度）		
1977 昭 52		1月 「国内行動計画」策定 7月 国立婦人教育会館開館		
1979 昭 54	12月 「女子差別撤廃条約」採択		4月 企画部婦人青少年課設置 4月 婦人行政連絡会議発足 7月 栃木県婦人問題懇話会設置	
1980 昭 55	7月 国連婦人の十年中間年世界会議（コペンハーゲン＝第2回世界女性会議） 「後半期行動プログラム」採択	5月 「民法」及び「家事審判法」改正法公布（配偶者相続分を1/2に引き上げ）	7月 栃木県婦人の翼（現在の次世代人材づくり事業女性リーダー育成部門）実施	
1981 昭 56	6月 IL0156号条約（家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）採択	5月 「国内行動計画」後期重点目標設定	3月 「婦人のための栃木県計画」策定（S56～60）	
1984 昭 59		5月 「国籍法」及び「戸籍法」の改正法公布（国籍の父母両系主義採用）		
1985 昭 60	7月 国連婦人の十年最終年世界会議（ナイロビ＝第3回世界女性会議） 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	5月 「国民年金法」改正法公布（女性の年金権確立） 6月 「男女雇用機会均等法」公布（勤労婦人福祉法の改正法）（女性に対する定年、退職、解雇、教育訓練の差別的取り扱いの禁止） 6月 「女子差別撤廃条約」批准 7月 労働者派遣法公布		

年次	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	佐野市の動き
1986 昭 61			2月 「とちぎ新時代女性プラン」策定 (S61～H2) 4月 企画部婦人青少年課を県民生活部に移管	
1987 昭 62		5月 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		※これ以前については、旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町とも栃木県女性の海外研修(昭和 55 年～)に派遣するなど、女性行政・女性教育の場において、男女共同参画の推進に取り組んできました。
1988 昭 63				4月 交通生活課に婦人生活係を設置(旧佐野市)
1990 平 2	5月 国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略の第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991 平 3		5月 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第一次改定 5月 「育児休業法」公布	3月 「とちぎ新時代女性プラン二期計画」策定 (H3～7)	
1992 平 4		12月 「婦人問題担当大臣任命」		4月 婦人生活係を女性生活係に改称(旧佐野市)
1993 平 5	6月 国連世界人権会議(ウィーン)「ウィーン宣言及び行動計画」採択 12月 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	4月 中学校での家庭科の男女必修完全実施 6月 パートタイム労働法公布		
1994 平 6	9月 国際人口・開発会議(カイロ)「行動計画採択」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ提唱)	4月 高等学校での家庭科の男女必修実施 6月 総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 7月 内閣に男女共同参画推進本部設置		
1995 平 7	9月 第 4 回世界女性会議(北京)「北京宣言」及び「行動綱領」採択(目標：平等・開発・平和)	6月 「育児・介護休業法」公布(育児休業法の改正法) 6月 IL0156 号条約(家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)批准	6月 財団法人とちぎ女性センター設立	

年次	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	佐野市の動き
1996 平 8		12 月 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	3 月 「とちぎ新時代 女性プラン三期 計画」策定 (H8～ 12) 4 月 県民生活部婦 人青少年課を生 活環境部女性青 少年課に改称 4 月 とちぎ女性セ ンター開館 7 月 栃木県男女共 同参画推進本部 設置	4 月 町民生活課女 性生活係を設置 (旧田沼町)
1997 平 9		3 月 男女共同参画審 議会法公布 6 月 「男女雇用機会均 等法」改正法公布 (女性に対する募 集、採用、配置、昇 進の差別的取り扱 いの禁止) 12 月 「介護保険法」公 布		5 月 女性団体(パル ティングたぬま) 設立 (旧田沼町)
1998 平 10				4 月 教育委員会社 会教育課社会教 育係を生涯学習 課生涯学習係に 改称 (旧葛生町)
1999 平 11		6 月 「男女共同参画社 会基本法」公布 7 月 「食料・農業・農 村基本法」公布 (女 性の参画の促進を 規定)	7 月 栃木県男女共 同参画懇話会設 置	4 月 市民生活課女 性生活係を女性 政策・生活係に改 称 (旧佐野市) 10 月 佐野市男女共 同参画推進本部 設置 (旧佐野市)
2000 平 12	6 月 国連特別総会「女 性 2000 年会議」(ニ ューヨーク) 「政治宣言」及び 「成果文書」採択	5 月 「ストーカー規制 法」公布 12 月 「男女共同参画基 本計画」策定	4 月 生活環境部女 性青少年課女性 係を女性青少年 課男女共同参画 担当に改組	3 月 男女共同参画 社会に関する市 民意識調査実施 (旧佐野市)
2001 平 13		1 月 内閣府に男女共 同参画会議及び男 女共同参画局設置 4 月 「配偶者暴力防止 法」公布 6 月 第 1 回男女共同 参画週間実施 (6/23 ～6/29)	3 月 「とちぎ男女共 同参画プラン」策 定 (H13～17)	3 月 佐野市女性団 体連絡協議会設 立 (旧佐野市) 4 月 市民生活課女 性政策・生活係の 女性政策部門を 企画課企画係に 移管し、男女共同 参画社会推進担 当(専任)を配置 (旧佐野市) 8 月 佐野市男女共 同参画推進懇話 会設置 (旧佐野 市)

年次	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	佐野市の動き
2002 平 14			12 月 栃木県男女共同参画推進条例公布	3 月 「佐野市男女共同参画プラン」策定 (H14～18) (旧佐野市) 4 月 町民生活課女性生活係を町民生活課生活環境担当に改組 (旧田沼町) 12 月 男女共同参画情報紙「ハーモニー」創刊号発行 (旧佐野市)
2003 平 15		6 月 男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援の推進について」決定 7 月 「次世代育成支援対策推進法」公布 7 月 「少子化社会対策基本法」公布		2 月 男女共同参画啓発紙「いっしょに」創刊号発行 (旧葛生町) 7 月 葛生町女性団体連絡協議会設立 (旧葛生町)
2004 平 16		4 月 男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」決定 6 月 「配偶者暴力防止法」改正法公布 (保護命令対象の拡大)	4 月 とちぎ女性センターをとちぎ男女共同参画センターに改称	3 月 女性団体が情報誌「こらぼ」創刊号発行 (旧田沼町) 4 月 男女共同参画室設置 (市民生活部へ移管) (旧佐野市)
2005 平 17	2 月 第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10 世界閣僚級会合」(ニューヨーク)	12 月 「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」策定	11 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	2 月 合併により新佐野市誕生 市民生活部に男女共同参画課を設置 男女共同参画懇話会設置 男女共同参画推進本部設置 7 月 男女共同参画ネットワークさの設立 (市民団体)
2006 平 18		6 月 「男女雇用機均等法」改正法公布 (男女双方に対する差別的取り扱いの禁止、間接差別の禁止、セクハラ防止が措置義務に)	3 月 「とちぎ男女共同参画プラン〔二期計画〕」策定 (H18～22)	6 月 「佐野市男女共同参画推進条例」制定 6 月 男女共同参画審議会設置 11 月 男女共同参画に関する市民意識調査実施

年次	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	佐野市の動き
2007 平 19		7月 「配偶者暴力防止法」改正法公布（保護命令制度の拡充）	4月 生活環境部女性青少年課男女共同参画担当を県民生活部青少年男女共同参画課男女共同参画担当に改称	
2008 平 20				3月 「佐野市男女共同参画プラン」策定（H20～24）

（注）パートタイム労働法：短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

配偶者暴力防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

男女雇用機会均等法：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律

育児・介護休業法：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

女子教育職員等育児休業法：義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律

育児休業法：育児休業等に関する法律

女子差別撤廃条約：女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

ストーカー規制法：ストーカー行為等の規制等に関する法律

労働者派遣法：労働者の派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

日本国憲法（抄）

公布 昭和 21 年 11 月 3 日 施行 昭和 22 年 5 月 3 日

日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

〔2、3 項略〕

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

〔2 項略〕

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

〔2、3 項略〕

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号 （同日公布、施行）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- ② 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - ② 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - ② 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深める

よう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ① 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- ② 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- ③ 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- ④ 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

① 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

② 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2項の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同号に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料の提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(平成11年6月23日公布)

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。〔後略〕

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律〔中略〕は、平成13年1月3日から施行する。

〔後略〕

女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

昭和 54（1979）年 12 月 18 日国際連合採択 昭和 60（1985）年 6 月 25 日批准条約第 7 号

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障すること

を目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する 権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかに問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。



第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。〔中略〕委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。〔後略〕
〔2～9略〕

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。
〔第19、20条略〕

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。
〔第22条、第6部略〕

第4回世界女性会議「北京宣言」

平成7（1995）年9月（総理府仮約）

- 1 我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、
- 2 国際連合創設50周年に当たる1995年9月、ここ北京に集い、
- 3 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
- 4 あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の期待に啓発され、
- 5 女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、
- 6 また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
- 7 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の誓約（コミットメント）を再確認する。

- 8 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間の尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
- 9 あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び女兒の人権の完全な実施を保障すること。
- 10 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット — 1985年のナイロビにおける女性に関するもの、1990年のニューヨークにおける児童に関するもの、1993年のウィーンにおける人権に関するもの、1994年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び1995年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するもの — でなされた合意と進展に基礎を置くこと。
- 11 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。
- 12 思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

我々は、以下のことを確信する。

- 1 3 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス(参入)を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。
- 1 4 女性の権利は人権である。
- 1 5 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼らとの間の調和のとれたパートナーシップ(提携)が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。
- 1 6 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。
- 1 7 すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。
- 1 8 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。
- 1 9 あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー(社会的、文化的性差)に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。
- 2 0 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関(NGO)並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。
- 2 1 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント(関与)が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント(誓約)を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。

我々は、以下のことを決意する。

- 2 2 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。
- 2 3 女性及び女児がすべての人権及び基本的自由を完全に享受することを保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。
- 2 4 女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、

男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。

- 25 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。
- 26 雇用を含め女性の経済的自立を促進し、経済構造の変革による貧困の構造的な原因に取り組み、開発の重要な行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。
- 27 女児及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療（プライマリー・ヘルスケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。
- 28 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する。
- 29 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。
- 30 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性のリプロダクティブ・ヘルスを促進する。
- 31 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。
- 32 人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために、エンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。
- 33 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。
- 34 あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためより良い世界を構築するため彼らが完全かつ平等に参加することを保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

- 35 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受する能力を高めることを含め、女性の経済的資源への平等なアクセスを確保する。
- 36 政府、国際機関及びあらゆるレベルの団体の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためにより良い生活の質を達成するための我々の努力の枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める

公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功には、また、国内及び国際レベルでの資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む入手可能なあらゆる資金提供の仕組みからの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。

37 また、移行期経済の諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。

38 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

用語解説

■育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が正式名称で、平成7（1995）年6月に「育児休業等に関する法律」（平成3年法律第76号）の改正法として公布。

育児休業と介護休業の制度の設置、子の養育と家族介護を行う労働者に対して事業主が行わなければならない、勤務時間などに関する措置や支援措置について定めている。これによって、育児・介護を行う労働者の雇用の継続や再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活の両立に寄与することを通じて、その福祉の増進と経済・社会発展に資することを目的としている。

■一般事業主（特定事業主）行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が従業員の子育て支援のため策定した行動計画。

301人以上の労働者を雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定し、その旨を速やかに各労働局雇用均等室に届け出なければならないこととしている。

300人以下の労働者を雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定し、その旨を速やかに各労働局雇用均等室に届け出るよう努めることとしている。

また、この計画を実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に、厚生労働大臣の認定を受けることができる。また、認定を受けた事業主は、認定マーク（くるみん）を商品等につけることができ、企業のイメージアップにつなげることができる。

なお、国及び地方公共団体の機関、それらの長等は事業主の立場から職員等を対象とした行動計画を策定することとしている。それを特定事業主行動計画という。

■NPO（Non Profit Organization）

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。

このうち、「NPO法人」とは、平成10（1998）年に成立した特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利法人」の一般的な総称。

法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

※法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの。

■家族経営協定

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

■均等・両立推進企業

女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取り組み（ポジティブ・アクション）及び仕事と育児・介護との両立支援のための取り組みを推進している企業。

厚生労働省は、他の模範ともいえるべきこれらの取り組みを推進している企業について、その取り組みを讃えるとともに、これを広く国民に周知することにより、男女共にそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の整備を促進するため「均等・両立推進企業表彰」を実施している。表彰には、均等・両立推進企業表彰、均等推進企業部門表彰、ファミリー・フレンドリー企業部門表彰の3種類がある。

■高齢化率

全人口に占める65歳以上の人の割合。国際連合において、高齢化率7%で「高齢化社会」、14%以上で「高齢社会」と定義されている。

■固定的役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。

「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方より、男性・女性の役割を決めている例である。

■ジェンダー(社会的性別)

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

■ジェンダー（社会的性別）の視点

「社会的性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

■次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、次世代育

成支援対策についての基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、10年間をかけて集中的・計画的に取り組んでいくため、平成15（2003）年7月に制定された。

市町村、都道府県、事業主は、それぞれ行動計画を策定し、達成しようとする目標、内容、実施時期等を定めて取り組みを進めることとなっている。

■女性のエンパワメント

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

平成7（1995）年の第4回世界女性会議でも「女性のエンパワメント」が主要議題となった。

■性別役割分担

「男は仕事、女は家事・育児」というように、性別によって家庭・職場などあらゆる場面で役割を分担することをいう。

日本においては、こうした男女に対する固定的な役割分担意識が根強く残っている。「男は仕事、女は家事・育児」といった役割分担意識が資本主義社会の成立とともに近代になって明確化された。この性別役割分担の克服が女性問題解決のための課題とされている。

■セクシュアル・ハラスメント（略称セクハラ）（性的いやがらせ）

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。

なお、「人事院規則 10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。

また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定しています。

■積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、様々な分野において、活動に

参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

■短時間正社員

フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い正社員をいい、フルタイム正社員が短時間・短日勤務を一定期間行う場合や、正社員の所定労働時間を恒常的に短くする場合がある。

フルタイム正社員より所定労働時間が短いことから、労働者が育児・介護、自己啓発などの必要性に応じて、正社員のまま仕事を継続する、または正社員として雇用機会を得ることができるため、多様就業型ワークシェアリングの代表的制度として、その普及や定着が期待されている。

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

■男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行された。

■男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が正式名称で、昭和 60（1985）年 6 月に「勤労婦人福祉法」（昭和 47 年法律第 113 号）の改正法として公布された。

女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念とし、事業主並びに国及び地方公共団体は、基本理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるよう努めなければならないと規定している。

■ドメスティック・バイオレンス（略称 DV）（配偶者からの暴力）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成 16 年 6 月 2 日公布、平成 16 年 12 月 2 日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に

対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからである。

ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではない。

■ファミリーサポートセンター

地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う（保育施設までの送迎、保育開始前や終了後に子どもを預かるなど）会員組織の事業。

この事業は、働く人々の仕事と子育て又は介護の両立を支援する目的から、労働省（当時）が構想し、設立が始まった。現在では育児のサポートの対象は、子を持つすべての家庭に広がっており、ファミリーサポートセンターの設立運営は市町村が行う。（運営委託あり）

■フレックスタイム制

フレックスタイム制とは、1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ決めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者がある生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするもの。

■メディア・リテラシー

メディアとは、方法、手段、媒体と訳すが、本計画書では、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどを含む情報を伝える媒体という意味で使っている。また、一般にはリテラシーは、読み書き能力、識字と訳す。

メディア・リテラシーとは、メディアからの情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し活用できる能力や、メディアを適切に選択し発信する能力のことをいう。

メディア・リテラシーの基本は、メディアの伝えている内容が「ありのままの現実」ではなく、社会的に作られたものであることに気付くことにある。従って、その背景にある「伝えられない現実」を見極める能力を持つための具体的教育プログラムが重要である。メディアの送りだす情報にはジェンダーの視点を欠くものもあるので、第4回女性会議の行動綱領では、「女性とメディア」を1つの領域と掲げている。

■労働力率

15 歳以上人口に占める労働力人口の割合。

※労働力人口：15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者（働く意思と能力をもち、求職活動を行っていないながら、就職の機会を得られない者。）を合わせたもの。

※労働力状態不詳を「15 歳以上人口」及び「労働力人口」の双方に含めない。

■ワークシェアリング

雇用の維持・創出を図ることを目的として労働時間の短縮を行うものであり、雇用・賃金・労働時間の適切な配分をめざすもの。短時間勤務や隔日勤務など、多様な働き方の選択肢を拡大するために社会全体で取り組む多様就業型ワークシェアリングと生産量が減少し、雇用過剰感を抱える企業において、所定労働時間の短縮とそれに伴う収入の減額を行うことにより、雇用を維持するための緊急対応型ワークシェアリングの2種類がある。

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自らが希望するバランスで展開できる状態。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要とされる。

佐野市男女共同参画プラン

男女共同参画社会の実現をめざして

平成20年3月

佐野市 男女共同参画課

〒327-0003 栃木県佐野市大橋町2183番地

TEL : 0283-27-2354 FAX : 0283-21-2774